

令和 4 年度 認証評価

正眼短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	18
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	22
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、正眼短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和4年6月24日

理事長・学長

山川 宗玄

ALO

鈴木 重喜

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学の創立者梶浦逸外は、宗門の後継者養成にあたって学問の重要性を痛感し、行学兼備の禅僧を養成するために、専門道場の予備的教育機関として正眼短期大学の設立を発案した。しかし、本学が対象とする者は僧籍にある者ばかりではない。「禅的生活を僧俗が共に送り、お互いに切磋琢磨し合い、共に協力して社会浄化に役に立つ有為な人材を育てる」と、梶浦が正眼短期大学の前身である「選佛塾」の設立趣旨で述べているように、本学の教育目的は、僧侶を目指す者と一般の学生が切磋琢磨し、「行学一体」の禅的教育による人づくりをめざし、名実ともに奉仕的精神をもって不言実行する人材を送り出すことである。

学校法人正眼短期大学は、昭和29年(1954)3月31日私立各種学校正眼学林の設置認可(岐阜県指令29庶第176号)の上に、9月30日短期大学の設置を文部省に申請し、翌30年2月1日認可の交付を受け、4月1日に開学した。開学当初よりの建学の精神「行学一体」を継承し、「宗教科」入学定員30名と少人数教育の実践に心掛けてきた。平成13年(2001)4月1日より、科名を「宗教科」より「禅・人間学科」へ変更し、禅・仏教を中心に実践と学問の両立「行学一体」の教育を行っている。平成18年(2006)4月より入学定員を30名から25名に改めた。

<学校法人の沿革>

昭和30年(1955)	寄附行為認可
平成24年(2012)	第4代理事長に山川宗玄学長就任、現在に至る

<短期大学の沿革>

昭和30年(1955)	開学。宗教科、入学定員30名
平成4年(1992)	カリキュラム改革、シラバス作成
平成6年(1994)	第4代学長に就任、現在に至る
平成13年(2001)	学科名を禅・人間学科に変更
平成18年(2006)	入学定員を30名から25名に改める。
平成21年(2009)	短期大学基準協会が定める機関別評価において適格認定。
平成28年(2016)	

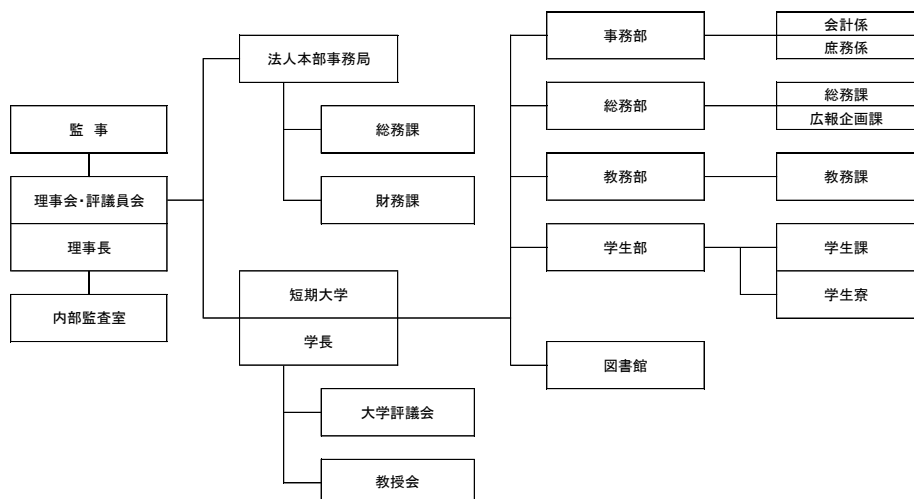
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和4(2022)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
正眼短期大学	岐阜県美濃加茂市伊深町 876-10	25	50	39

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4（2022）年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は、美濃加茂市北部の伊深町の小高い森の中にあり、中心には京都市右京区花園の臨濟宗妙心寺の奥の院と呼ばれる正眼寺があり、正眼寺に隣接している。

近年の美濃加茂市の人口動態としては、美濃加茂市への移住者の流入があり、人口が増加している。令和4年6月1日現在の人口総数は 57,156（5,455）人（男 28,303（2,779）人、女 28,853（2,676）人）である。 * 〈 〉 は外国人

美濃加茂市では人口の自然増加は続いているが、年少人口は横ばい、老年人口は増加している。また、出生数は横ばい、死亡数は増加傾向である。

核家族や単独世帯は増加傾向にあり、特に高齢者夫婦・高齢単身世帯数は年々増えている（美濃加茂市ホームページ等）。

- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
岐阜	5	26.3	3	30.0	2	18.2	4	22.2	2	20.0

県内										
東海	7	36.8	2	20.0	2	18.2	3	16.7	3	30.0
他都道府県	6	31.6	3	30.0	6	54.5	9	50.0	4	40.0
外国	1	5.3	2	20.0	1	9.1	2	11.1	1	10.0
計	19	100.0	10	100.0	11	100.0	18	100.0	10	100.0

前年度秋学期入学者を含む、各年度5月1日現在。

地域は出身高等学校所在地。検定等合格者については入学時の居住地。

東海は静岡、愛知、三重。他都道府県は岐阜・静岡・愛知・三重以外の地域。

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和3（2021）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

美濃加茂市では、少子高齢化の急速な進行などの社会環境の変化に直面している。令和元年（2019）年まで過去10年間の第5次総合計画を受けて、令和2年度からの新総合計画では、市民・団体・企業・市役所が一体となって「歩み続ける」ことを共通の目標として、「心の健康」「体の健康」「社会の健康」を整えることで、持続可能なまちづくりの実現をめざす。新総合計画では、市民からの意見を聴取し、「基本計画」として「健康増進」「女性若者活躍」「多文化共生」「産業振興」「地域再生」「防災減災」の6つを定めている（「美濃加茂市第6次総合計画 基本構想・基本計画」）。

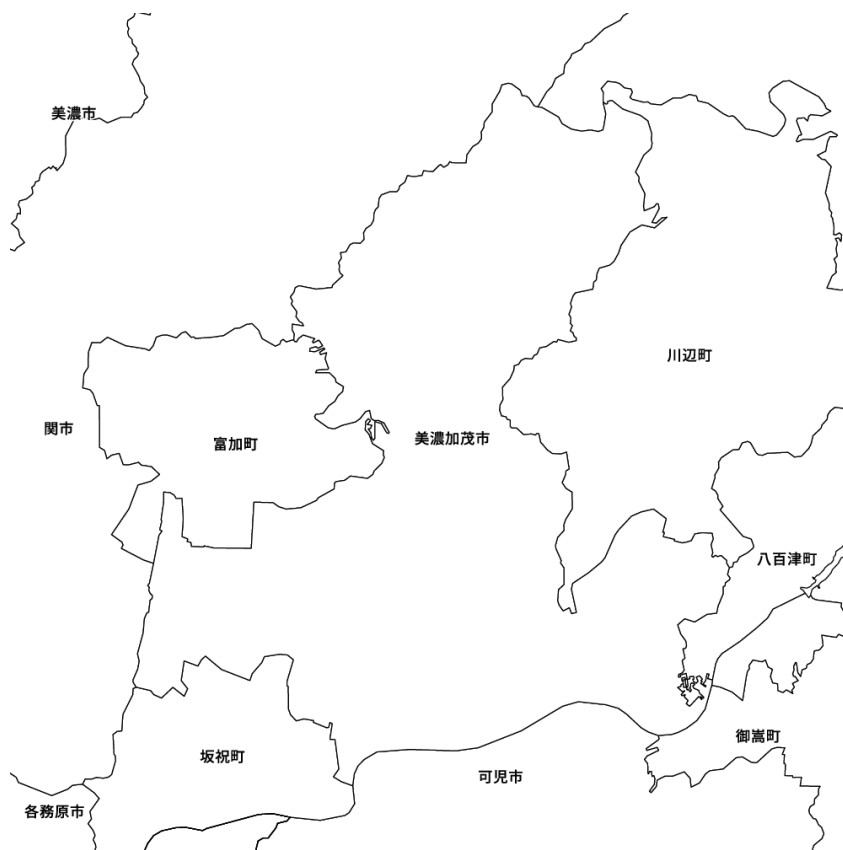
本学では、平成19年（2007）8月に、美濃加茂市との間で、4つの分野（1.メンタルヘルス（心の健康）分野、2.市民生活分野、3.教育分野、その他）における地域連携協定を締結した。学生は、美濃加茂市やその近隣の自治体、県内はもとより他都道府県から社会人学生が入学している。

■ 地域社会の産業の状況

美濃加茂市は、岐阜県の中南部に位置し、面積は74.81km²、東西11.63km²、南北13.75km²の市域であり、木曾川と飛騨川の合流点にある。昭和29年（1954）4月1日に太田町等旧8カ村が合併して誕生した。江戸時代は、中山道51番目の宿場町として栄え、現在も交通の要衝（国道21号、41号、248号等の交差、JR高山本線美濃太田駅、東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジ）であり、近隣市町村の商業の中心地として栄えてきた。現在は、大型商業施設や工業団地などがあるほか、美濃加茂市特産であり、食の世界遺産「味の箱舟」に認定された約1000年の歴史がある「堂上

蜂屋柿」の伝統と技術を受け継ぎ、全国でも有数の地域食品ブランドとしての評価を得ている。市内の山之上地区は、果樹（梨、柿）栽培農家が約135戸あり、大正10年（1921）から始められた果樹栽培を行っている（美濃加茂市ホームページ、「美濃加茂市の産業」）。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマA 教育課程]

- 教育課程編成時に学習時間の確保に配慮することが望ましい。事前学習から事後学習への体系的な取り組みを明確にして、学生に実践させることが必要である。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマA 人的資源]

○ 学務分掌・業務内容の見直し及び職員の増員により教員の負担軽減を図り、教員の研究活動の活性化につなげることが望ましい。

[テーマC 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

○ 教員間の ICT リテラシーレベルにばらつきがあるので、研修会の内容を工夫すること等により全体の利用技術向上を図ることが望ましい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマB 学長のリーダーシップ]

○ 学長の強力なリーダーシップの下、教育活動が適切に行われているが、更に教職員の創意工夫による貢献意欲を高める工夫が望まれる。

[テーマC ガバナンス]

○ 自己点検・評価を踏まえ、改善改革に向けた中・長期計画を部門別、年度別に作成し、全教職員が共有できるような体制作りが望まれる。

(b) 対策

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマA 教育課程]

○ 平成 31 (令和元) 年度よりシラバスのフォームを改め、「シラバス記入要領」では、授業担当者に「授業時間外学習・時間 (分)」の記入を義務づけ、「予習」および「復習」、必要な時間を具体的に記載するようにした。教務委員会や非常勤講師との研修会でも、「シラバス記入要領」に則して記入するよう全教員に説明を行い、原稿の提出後にも点検を行った。授業担当者には、初回授業のオリエンテーションの時間に、履修学生へ対して予習・復習についての説明をするよう促した。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマA 人的資源]

○ 平成 29 年度より専任職員を一人増員したが、育児休暇取得者や退職者等により教員の負担軽減には至らず、令和 3 年 10 月より僧侶資格を持つ職員を増員した。令和 4 年 4 月より、総務部および広報部の職務を事務局へ移し、教員は教務部と学生部を全員で担当することになった。

[テーマC 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

○ 令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症の拡大によりオンライン授業が必要になり、新たに専用のサーバー一式、ノートパソコン、34 型液晶ディスプレイ、ネットワークカメラ、デジタル 4 K ビデオカメラ、書画カメラ、プロジェクター付

電子黒板、i Pad 20 台の設備を整えた。業者の社員を講師に招き、教職員が器機の使用ができるように学内で講習会を行った。また、学内での毎週水曜日に開かれる教職員連絡会議をオンラインで行い、教職員が器機の使い方に慣れるようにした。コロナ禍で入国できない留学生の授業については、教員は対面授業とオンライン授業を同時に行うハイブリッド授業を行った。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマB 学長のリーダーシップ]

○ 毎年開催されている妙心寺派関係学校会議（全国にある妙心寺派の高校・大学・短大7校で構成）に教員が積極的に参加し、他校における優れた教育実態の情報・ノウハウを吸収し、教員全員で共有することで、さらに充実した教育の質の向上を目指す工夫を行っている（ただし、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の感染防止策として会議の実施は延期されている。）。さらに、令和2年3月に策定した第1次中期計画においても、その基本戦略の1項目として「研究活動の活性化」を掲げ、教員の貢献意欲を高めるための実施計画を策定し、実施しており、その一環として本年数年ぶりに紀要の発行が行われた。

[テーマC ガバナンス]

○ 令和元年に改正された私立学校法に基づき、前回の第三者評価の指摘を踏まえた改善改革を中心とする中期計画を令和2年3月に策定し、実施している。また、従来教職員が少人数であるため、教員にも事務負担が多くかかっていたが、職員を1名増員することで、教員の事務負担の軽減を図り、教育研究により集中できる体制の変更を行った。

(c) 成果

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマA 教育課程]

○ 予習・復習の内容が明確化され、学生が主体的に学習できるようになっている。しかし、科目によっては、学生が予習・復習を行う場合、教室で道具類を使用しなくてはできないものもある。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマA 人的資源]

○ 教員は、教務部および学生部の仕事を複数体制で行うことができ、負担が軽減され、その分教育および学生支援に時間を割くことができるようになった。また、教員の研究活動の活性化につながるよう努力している。

[テーマC 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

○ 業者による講習会やオンラインでの教職員連絡会議の開催後は、教職員が相互

に器機の使用法を確認しながら、相互に教え合うことを継続し全体での技術向上を図っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマB 学長のリーダーシップ]

○ 2年前からのコロナ禍により、中期計画の実施項目の多くが中断・延期となっているが、実施が可能な項目については粛々と進めており、研究活動の活性化については、前述のとおり数年ぶりに複数冊の紀要の発行が行われた。

[テーマC ガバナンス]

○ 体制の見直しによる教員の事務負担軽減から、教員の研究活動時間の拡大、学生との授業以外での指導時間の確保が可能となり、ゼミ活動・卒論指導の充実につながってきている。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
「なし」
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマC 自己点検・評価] ○ 評価の過程で、自己点検・評価活動と学内向けの活動報告の実態は確認されたが、学外への公表がなされていないという問題が認められた。 当該問題については、機関別評価の判定までに対処し、改善に努めていることを

確認した。今後は法令順守の下、適切な自己点検・評価を行うとともにその結果を公表し、継続的な教育の質保証により一層取り組まれたい。
(b) 改善後の状況等
指摘を受けて改善を行い、報告書の学外への公表を行っている。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
「なし」
(b) 履行状況

- (6) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

特になし。

2. 自己点検・評価の組織と活動

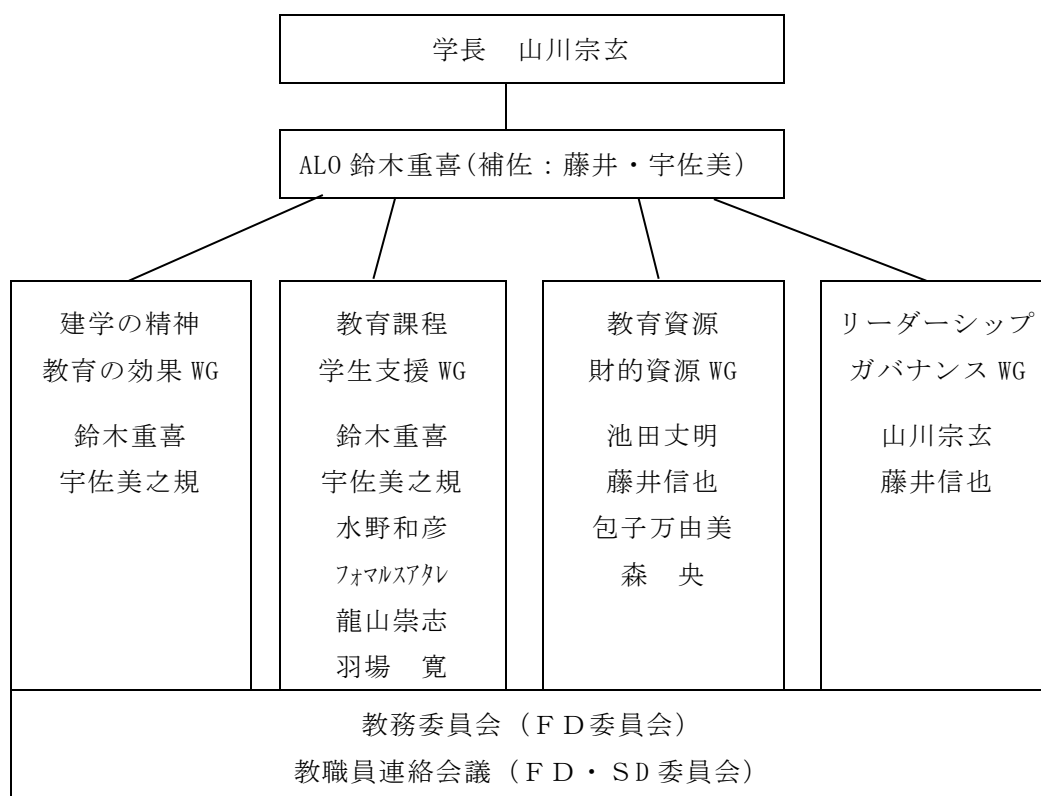
- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員） 令和4年度

委員会役職	役職	氏名
委員長	理事長・学長・図書館長・教授	山川 宗玄
副委員長	専務理事・ALO・教授・教務部	鈴木 重喜
委員	法人本部事務局長・総務部長・ALO補佐	藤井 信也
委員	短大事務長	包子 万由美
委員	教授・学生部・ALO補佐	宇佐美 之規
委員	准教授・学生部	池田 丈明
委員	講師・教務部	水野 和彦

■ 第三者評価準備委員会 令和4年度

委員会役職	役 職	氏 名
委員長	理事長・学長・図書館長・教授	山川 宗玄
副委員長	専務理事・ALO・教授・教務部	鈴木 重喜
委員	法人本部事務局長・総務部長・ALO補佐	藤井 信也
委員	短大事務長	包子 万由美
委員	教授・学生部・ALO補佐	宇佐美 之規
委員	准教授・学生部	池田 文明
委員	講師・教務部	水野 和彦
委員	舎監・講師	フォーマルスアタレ
委員	図書館司書・広報	森 央
委員	事務部職員	龍山 崇志
委員	内部監査室長	羽場 寛

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

令和4年度の第三者評価に向け、平成31(令和元)年度から「自己点検・評価委員会」（以下委員会）の活動を本格化した。自己点検・評価報告書提出に至るま

で、多くの委員会を開催した。

自己点検・評価にあたっては、運営方法の検討、実施体制（WG・ワーキンググループ）の検討、自己点検・評価報告書の作成に係る方向性の検討、報告書の内容確認や校正、提出資料および備付資料の作成等、第三者評価に関する全ての事項について、その中心的役割を委員会が担当し、全学的に展開した。

また、ALOを中心に、自己点検に係わる案件について、第三者評価準備委員会で検討協議して全学体制で推進した。特に「学習成果」の策定において教務委員会で何度も検討した。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

年月日	活動内容
令和元年4月	第三者評価受審に向けた自己点検・評価WGの決定
令和3年4月	短期大学基準協会での第三者評価受審決定
令和3年8月	ALO対象説明会出席
令和3年10月	基礎資料作成開始
令和3年11月	自己点検・評価報告書の区分ごとの記述方向決定
令和4年3月	自己点検・評価報告書原稿一次提出
令和4年5月	資金収支計算書、消費収支計算書の概要、貸借対照表の概要、財務状況調べ作成
令和4年6月	提出資料取りまとめ 自己点検・評価報告書完成

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料

1 建学の精神

8-1 令和3年度 学校案内

8-2 令和4年度 学校案内

9-1 令和3年度 学生募集要項

9-2 令和4年度 学生募集要項

21 ウェブサイト「大学概要」<http://www.shogen.ac.jp/publics/index/134/>

提出資料-規程集

54-6 長期履修学生規程

54-7 学生雲水規程

54-9 首座職僧侶育成課程規程

54-10 西堂職僧侶育成課程規程

備付資料

1-1 『正眼短期大学四十年の歩み』

1-2 竹貫元勝『伊深正眼禅寺の歩み』

1-3 「建学の精神」関係資料一式（正眼寺大撰心・短大撰心資料、正眼寺開山忌資料）

2-1 地域連携協力に関する協定書

2-2 美濃加茂市第6次総合計画

2-3 オープンキャンパス資料

2-4 正眼セミナーのお知らせ

2-5 ボランティア活動記録

4-1 社会人僧侶関係資料

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

初代学長梶浦逸外は昭和 11 年(1936)正眼短期大学の前身である「選佛塾」の設立趣旨に「禅的生活を僧俗が共に送り、お互いに切磋琢磨し合い、共に協力して社会浄化に役に立つ有為な人材を育てる」とあり、昭和 29 年(1954)に設立した「正眼学林」、そして昭和 30 年(1955)開学の「正眼短期大学」の建学の精神「行学一体」の禅的教育による人づくりに受け継がれ、現在の正眼短期大学の教育の理念として継承している。

正眼短期大学の建学の精神は、『学生便覧/シラバス』の中で次のように示している(提出-1)。

建学の精神

「行学一体」

本学が、行学一体をかかげ、それを実行する大学であり、そこに社会有用性があると自負しているのは、本来、大学の目的に真なるもの、またこの世でもっとも善なるものを学問・知識の面から探究し、より高い人間性を養うことで社会に対しては、奉仕的精神をもって不言実行する人材を送り出すことを主眼としている点である。

すなわち、本学の教育は、仏教の禅的精神による「人間教育」の実現を目指している。そして、禅的精神が示す教育理念は、本学の学生一人ひとりが、「学」と「行」の両面から人格形成(主体的自己の確立)を図り、社会に貢献できる人材となることであり、これは本学の建学の精神が、教育理念を明確に示している証である。

学内において建学の精神は、入学式における学長訓示や入学式後のオリエンテーションにおいて教務部から説明し、その後、開講式、三仏忌(釈尊降誕会、成道会、涅槃会)、閉講式において、学長が講話するなどして理解が深まるよう努め、共有化を図っている。公式ホームページや「学校案内」「学生募集要項」などへの記載を積極的に行うことで学内外に表明している(提出-8-1~2, 9-1~2)。こうした積極的な表明を行うことにより、建学の精神により実践する本学の教育は、広く社会に開かれたものとなっており、教育基本法等に基づいた公共性を有している。

また、1 回生時には、「倫理と人間」「人生と哲学」など、人間力に関係する一般教養科目を配置し、「仏教学の基礎」「禅学の基礎」において、基本的な仏教理論を学び、「坐禅」「作務」の実践的授業と「提唱・禅語録」などで建学の精神を養っている。母体となっている正眼寺において三日間行われる「正眼寺大摂心」(正眼寺修行会)は、全学生と教職員が参加して建学の精神「行学一体」を学ぶ機会である(備付資料 1-3)。

学生は、毎週一度「学生ミーティング」や「寮生ミーティング」で定期的に建学の精神を確認している。また、教職員全員で行われる「教職員連絡会議(FD・SD会議)」において、定期的に建学の精神の共通理解に心掛けている。また、教務委員会(FD委員会)・教授会・大学評議会等で建学の精神の内容を確認し合うとともに、日々の業務に反映するよう努めている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学における地域社会に向けた公開講座は、学長と各界の有名講師による両人の講演や、学長の講演の前に地域の音楽家が演奏するなど、さまざまな形式をとりながら、平成10年から令和2年までの22年間にわたって行っている。令和3年度は、テーマは「窮して通ずる」で学長単独の講座とし、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 蔓延に備えて、東京・名古屋での講座を行わず、本学（年9回）と岐阜市（年2回）の11回を開催した（備付-2-4）。

また、地域社会に向けた正課授業の開放は、科目等履修制度や聴講生制度としては行っていない。正規学生としてのリカレント教育（学び直し）への取組として、本学では、平成14年度の秋学期入試開始時から長期履修制度を導入した。この制度は、授業履修にあたり、自分流の時間割（1週間のうち2～3日通学する。または午前中の授業のみ通学するなど）を作ることができるので、高齢者世代や働く社会人には好評であり、現在では修業年限を最大4年までとしている（提出-規程集-54-6）。

平成24年11月には臨済宗妙心寺派宗務本所宗門活性化推進局からの『第二の人生は僧侶になって世の為・人の為に活動しませんか』のキャンペーンを受けた教育機関として、本学はシニア世代僧侶育成プログラム（前堂職〈7等教師資格〉の僧侶の養成）を公表した。テーマは、『シニア世代の禅僧への第一歩は、正眼短期大学から始めませんか』という学び直し制度は、マスコミにも取り上げられて、その反響は大きかった。「シニア世代僧侶育成プログラム」として(A)正眼寺での修行を含め最短2年で僧堂歴1年を取得し卒業するコースと、(B)3年で僧堂歴2年を取得し卒業するコースを設けたが、これらを希望する者の中には正眼寺での修行に挫折する者もあったため改善を行い(A)(B)のコースを廃止し、令和3年度からは本学の学生寮で2年間生活し本学を卒業した後に、正眼寺で1年間修行して、僧堂歴1年を取得する沙門コース（西堂職〈5等教師資格〉までの僧侶の養成。ただし、本山妙心寺で前堂職取得の研修と試験合格が必要）を設けた。また、平成28年4月からは、僧堂掛搭（専門道場での修行）のない首座コース（首座職〈8等教師資格〉の僧侶の養成）を設けている（提出・規程集-54-7, 54-9, 54-10）。

本学の授業を履修し、寮生活を体験しながら、禅僧として必要な基礎知識を学び、第二の人生は僧侶として社会活動に貢献する人、また汎用的な教養科目と専門科目を学ぶ生涯学習として、生きる「自信」と「勇気」の智慧に出会う人、また本当の自分に出会い、第二の人生をおおらかに生きる姿勢を学ぶ人といった仏教のリカレント教育でもある。

平成 19 年度に「美濃加茂市と正眼短期大学との地域連携協力に関する協定書」を締結して以来、建学の精神に基づいて本学を地域社会に開放し、高齢社会における地域住民の役割や社会への貢献を促す仏教講座は広く賛同され、地域との一層の交流を深めている（備付-2-1）。

美濃加茂市の第六次総合計画審議会には、経済界、農協組合、市民連合会、PTA 連合会などの代表委員に混じり本学の教員も参加し、本学も町づくり計画授業に参加している。市のテーマは、Walkabul City Minokamo（すべての健康のために歩き続けるまち）である（備付-2-2）。

教職員及び学生の地域・社会への貢献は、社会福祉協議会等の団体と連携し、「仏教福祉」の授業を通して行っている。平成 31(令和元)年度は、本学へ母子家庭の母と子を招いて学生が家族と対話をした後、学生が作った食事をいっしょに摂り、最後にいっしょに坐禅を体験してもらう子育て相談支援、地域の人びとの共生の目的で富加町ふれあいステージや同町の町民まつりでの設営や片付けボランティア、美濃加茂市社会福祉協議会子ども支援教室での学生による坐禅補助と食事提供、「筆禅道」担当教員と学生による篆刻指導および補助、1市7町村（美濃加茂市・坂祝町・富加町・川辺町・七宗町・八百津町・白川町・東白川村）が主催する「環境フェア」へ参加して、「和の養生学」担当教員と学生による鍼灸（すり鉢灸・皿灸）の体験や効能の紹介を行った。毎年本学では、七夕とクリスマスにはブラジルの子どもたちを招き、ゲームや歌の交換、サッカーやドッジボールをして交流活動をしている（備付-2-5）。

また、美濃加茂市内にあるあじさい看護福祉専門学校と本学は教育連携協定を行っていることから、同校の新生対象の「立志の会」が、毎年本学と正眼寺で行われる。本学の学生も一緒に参加して坐禅と学長の講話を受けながら、学生同士の交流活動を行っている。その主旨は、仏教の精神が社会福祉に繋がることや、人に優しく看護（ケア）する心が社会貢献にひろがるといった両学の建学の精神の確認である。

しかし、令和 2 年度および令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の蔓延により、計画されていたボランティアはすべて中止となり、行えなかった。また、例年正眼寺で行われる、あじさい看護福祉専門学校の「立志の会」も計画されなかった。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神である「行学一体」は、禅的精神であり、社会人、僧侶希望者、寺院子弟、留学生等、本学の世代も学歴もさまざまな学生には、意識することや実践することなど捉え方の面で個人差がある。建学の精神の理念や教育目的・教育目標を卒業認定・学位授与の方針（DP）、さらにはシラバスの各授業の到達目標に反映することはできたが、今後は「主体的自己の確立」に向けて学生一人ひとりの意識や実践の度合いを高めていくことが課題である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

本学では、入学式及び学位授与式は、建学の精神に基づいて行われている。

入学式では、入学生の代表者が本学におけるこれからの学習や修行における抱負などの宣誓を行い、入学者全員で誓う。在校生による歓迎の言葉が在校生代表から述べ

られる。その後、本学独自の学生護持会（保護者、師匠、社会人学生）の総会が開かれ、本学の建学の精神や特色などを保護者等にも説明している。

学位授与式では、建学の精神に則り、行学共に優秀な学生に理事長賞と学長賞を授与している。賞状の文面中には、「建学の精神に則り」の文言を入れている。その後、在校生と卒業生が向き合い、在校生代表から送辞が、卒業生代表から答辞が述べられる。卒業を祝う会では、学生と教職員が建学の精神のもとで、深く交流した思い出を述べている。

また、入学式と学位授与式の終わりには、建学の精神を盛り込んだ校歌を斉唱している。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

2 学則

3 教育目的・教育目標

7 令和3年度『学生便覧/シラバス』卒業に関わる学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針

8-1 令和3年度 学校案内

8-2 令和4年度 学校案内

16 学校法人正眼短期大学寄附行為

21 ウェブサイト「大学概要」<http://www.shogen.ac.jp/publics/index/134/>

備付資料

4-2 僧堂師家へのアンケート

2-5 ボランティア活動記録

7-2 卒業実践研究資料

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的・教育目標は、建学の精神に基づき、学校教育法第 83 条を踏まえ、**禅・人間学科**で育成する人材について、『学則』等で次のように規定している(提出-2,

3, 16)。

教育目的

『学則』

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教に関する専門の学術を研究し、行学一体の禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

『寄附行為』

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、人間形成を根幹とする行学一体の教育を施し、社会に有意な人材を育成することを目的とする。

(2・3項略)

教育目標

第一に『『究めること』学』の精神…本来自分を探究し見出すことを目指す」

第二に『『人の役に立つ』行』の精神…その力をもって建設的に社会に役立つことを目指す」

これらの両面において、学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、それぞれに、可能性に向かって一步一步、挑戦することを求める。本学の教育目標は、この一人ひとりの主体性、可能性に対する信頼・確信の上に築かれている。

本学の教育目標・教育目的は、『学生便覧/シラバス』、学校案内、HPに掲げ、学内外に表明している(提出-8-1~2, 21)。

本学の学生は、卒業して就職する学生はほとんどなく、卒業後も生涯学習を続けるか専門道場に入り修行する者が多い。専門道場へ入る者については、師家(住職)から修行状況をアンケート等で定期的に確認している(備付-4-2)。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目及び専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」(主体的自己の確立)の育成を目指し、所定の単位を履修した者に「短期大学士(禅・人間学)」の学位を授与している。学習成果として、「禅・人間力」の能力を具体的に4項目で示している。建学の精神に基づき、学習目標である学位

授与の方針（DP）は、すなわち学習成果を表しており、学習成果は、明確に示されている。

本学の教育目的は、『学則』第1条「仏教に関する専門の学術を研究し禅的精神によって人格を陶冶し、もって人類文化に貢献する有為な人材を育成する」ことであり、教育目標は、建学の精神を基に、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を以下の4項目の学位授与の方針（DP）として策定した（提出-7）。この4項目の能力の育成が学習成果であると言える。したがって、学習成果は教育目的・目標に基づいている。

学位授与の方針（DP）

- ①広い社会的関心と教養を有し、宗教・仏教・禅・歴史・文化について説明でき、禅について専門的知識を習得している。
- ②宗教・仏教・禅・歴史・文化についての豊かな素養を踏まえつつ、対象を正確に理解し、表現することで、他者との相互理解に努め、組織の中で創造的に活動していくことができる。
- ③建学の精神（行学一体）を深く理解し、実践し続けるために豊かな人間性と高い倫理・道徳観を備え、協調性をもち社会に貢献できる能力を有している。
- ④主体的自己を確立することにより、さまざまな問題を分析し解決することができる能力を身につけている。

また、シラバスには、科目ごとに学位授与の方針（DP）の中から一つ以上を授業で育まれる学習成果として示している。さらに、ホームページ上においても、学位授与の方針（DP）として、明確に表明している（提出-21）。

教務委員会（FD委員会）において、学科・教育課程の学習成果が本学の建学の精神に合致しているのか、教育目的・目標に適合しているのかを学校教育法の短期大学の規定に照らして点検し、新しい学習成果の構築に向けて協議点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

平成28年3月31日に「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が公布され、平成29年4月1日に施行された。この改正に合わせて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会により「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程の編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入の方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインが出された。本学では、このガイドラインに基づいて点検吟味を行い、「建学の精神」

－「教育目的」－「教育目標」－三つの方針（三つのポリシー）をそれぞれ相互に関連付けて一体的な整合性あるものとして定めている。

「建学の精神」「教育目的」「教育目標」に基づいて定められた卒業認定・学位授与の方針（DP）は、社会で必要とされる人材養成や本学の教育を達成するために必要な学習成果を明確に示している。教育課程の編成・実施の方針（CP）は、卒業認定・学位授与の方針（DP）を体系的に達成するために、社会生活を送る上で必要な知識や現代の高齢化社会が求める生きる力をつける科目（教養科目A・B）、禅的精神を身につける科目（専門科目C・D）、宗教・仏教・禅・歴史・文化を総合的に理解する科目（専門科目E）、禅文化を理解し実践する科目（専門科目F）を編成して開講している。入学者受け入れの方針（AP）は、卒業認定・学位授与の方針（DP）で示した目的を理解して、入学したならば達成できる資質がある者を選抜できるように、三つの方針の一体性・整合性を重視した編成としている。

本学の三つの方針は、教務委員会（FD委員会）で作成した原案を基にして、教授会、自己点検・評価委員会での審議を経て策定している。

本学禅・人間学科では、卒業認定・学位授与の方針（DP）に定める教育目標及び学習成果を踏まえた教育課程を編成・実施している。シラバスの執筆には、各科目の到達目標（科目の学習成果）の項目は、卒業認定・学位授与の方針（DP）との関連性で記載することを求め、授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。さらに教務委員会（FD委員会）によるシラバスの点検が行われ、教育課程の全授業科目に学習成果が反映しているかを精査する仕組みが確立されている。

「建学の精神」「教育目的」「教育目標」と三つの方針は、教授会、教職員連絡会議（FD・SD会議）等のすべての会議ですべての教職員に周知徹底して理解を図っている。また、非常勤講師には、毎年授業開始前の時期に、専任教員との研修会を開催し、周知をしている。さらに、学生に対しては、入学時のオリエンテーション時に、「建学の精神」「教育目的」「教育目標」と三つの方針を取り上げ、それに基づいて日々の教育活動が行われていることを説明している。

三つの方針は、公式ホームページに掲載し、その主旨を「学校案内」「学生募集要項」に載せ、オープンキャンパスでは志望者および保護者に対して説明を行っている。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

近年では寮生よりも通学生や長期履修生の割合が増加する傾向にあり、建学の精神に基づく食堂における食事作法等が、通学生ではなかなか身につけられないという問題がある。その改善策として、通学生にも建学の精神に基づく食堂での食事の参加等を促しているが、通学生は履修日や授業の時間帯により参加が区々であり、寮生と比較すると作法の習得に差が出ている。また、学生による運営組織の自治会でも、学内で生活をする寮生主体になっている。通学生には、いかに本学の教育の根幹でもある禅的な作法を習得させるのか、寮生および通学生には、双方の協力による自治会運営やよりよい学生生活を送れる場をいかに提供できるのかが課題である。

平成 29 年 4 月 1 日施行にあたり、「建学の精神」「教育目的」「教育目標」に合わせて三つの方針（三つのポリシー）の内容の点検を行い一部改正したが、今後も本学の建

学の精神の理念や目標・目的がはっきりと学位授与の方針（DP）に表れるように点検し、再構築する必要がある。そのためにも、教務委員会（FD委員会）で協議し、時代のニーズなどを踏まえたものにする必要があるが、継続協議しており、課題が残されている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

本学では、学生の学習意欲を高める効果的な取組として、ボランティアと卒業実践研究を行っている。ボランティアは、平成 31（令和元）年度までは「仏教福祉」の授業で、美濃加茂市・富加町などの自治体からボランティアの依頼を受け、学生がボランティア教職員とともに参加した。富加町でのイベント手伝い、ブラジルの子どもたちの学童保育など実践を通して学んでいる（備付資料 2-5）。令和 2・3 両年度は、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 蔓延により、実施することはできなかった。

本学では、短期大学でありながら、2 回生の卒業時に「卒業実践研究」を課している。学生は、興味関心のあるテーマを選定し、「論文研究」「実践研究」のうちいずれか一つを選択する。「論文研究」は、指導教員のもとで論文を作成し、「実践研究」は、指導教員のもとでフィールドワークや作品制作などを行い、実践記録を作成しながら、実践の習得に努める。学生は、論文や実践の途中で、2 回の発表会を行い、その後教務部へ研究題目を提出する。研究の提出後は、全学合同発表会で発表を行う。その発表会で教員は、卒業実践研究のルーブリックに基づき評価を行う（備付-7-2）。

〔テーマ 基準 I-C 内部質保証〕

＜根拠資料＞

提出資料

2 学則

規程集

35 自己点検・評価委員会規程

36 第三者評価準備委員会規程

37 外部評価規程

38 相互評価規程

備付資料

3-1, 3-2, 3-3 『自己点検評価・報告書』（平成 31(令和元)年度～令和 3 年度)

4-1 妙心寺社会人僧侶育成資料

4-2 僧堂師家へのアンケート

4-3 校友会議事資料

6-1 正眼短期大学アセスメント・ポリシー

6-2 学習成果の PDCA サイクル

6-3 学位授与の方針（DP）の PDCA サイクル

- 6-4 教育課程編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクル
- 6-5 入学者受け入れ方針（AP）のPDCAサイクル
- 6-6 授業改善のPDCAサイクル

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、自己点検・評価のために、『学則』で以下のように規定している（提出-2）。

- 第2条1 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

これに基づいて、平成7年に「自己点検・評価委員会規程」を定め、学長、副学長、学科長、教務部長、学生部長、事務局長、図書館長、その他学長が指名した者からなる自己点検・評価委員会を組織している。平成17年に、第三者評価準備委員会規程を定め、規程を整備した（提出-規程集-35,36）。また、令和元年度から3年度には自己点検・評価組織は、学長を長として、その下に建学の精神と教育の効果WG、教育課程と学生支援WG、教育資源と財的資源WG、リーダーシップとガバナンスWGを設置して各責任者を置き、ALOが調整役にあたり、すべての教職員が自己点検活動にたずさわる体制をとり、報告書の作成を行っている（本報告書12ページ「自己点検評価の組織」）。

本学は小規模校であるため、教員と事務職員の綿密な協力体制を取っており、毎週水曜日に教員と事務職員による教職員連絡会議（FD・SD会議）を開き、日常的に自己点検・評価活動を行っている。また、教授会の上部組織として大学評議会を設置し、本学での運営会議を行っている。教授会は教務全般を議事している。大学評議会で議決された内容は、事務局長より事務職員に逐次連絡している。

定期的に『自己点検・評価報告書』等も作成し公表している（備付-3-1～3）。

本学の僧侶教育については、本山妙心寺総務部宗門活性化委員会からの意見や評議員会、校友会総会でのOBからの意見等を聴取し、日常の学生教育に取り入れている（備付-4-1～3）。

自己点検・評価活動の成果が、次年度以降の本学における教育研究活動を含むすべての活動の目標や改善に資するように、すべての教職員で取り組む努力を続けている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、達成すべき学習成果の評価について、その目的、達成すべき水準および具体的な実施方法等を「アセスメント・ポリシー」として定めている（備付-6-1）。これは、「教育課程の編成・実施の方針（CP）」に即して編成した教育課程を、学生が定められた学習期間で履修したのち、「卒業認定・学位授与の方針（DP）」で示される各観点について、総合的に身につけることが期待される到達指標に沿った内容としている。そして、学習成果を「機関・教育課程レベル」「授業科目レベル」の各レベルについて、「卒業認定・学位授与の方針（DP）」、各授業科目の「到達目標」に基づき総合的に評価・検証を行っている。

「アセスメント・ポリシー」については、自己点検・評価委員会において検討・分析・審議を行い、評価・検証のあり方を含めて点検している。

本学では、教育の質の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。第一には、学科での自己点検・評価を有効に行い、内部質保証により教育の質を向上させ、授業・学生支援についての教育プログラムを継続的に改善する「学習成果のPDCAサイクル」、第二には、三つの方針を継続的に改善するPDCAサイクル（「入学者受け入れの方針（AP）のPDCAサイクル」「教育課程の編成・実施の方針（CP）のPDCAサイクル」「卒業認定・学位授与の方針（DP）のPDCAサイクル」）、第三には、個々の授業を継続的に改善する「授業改善のPDCAサイクル」である（備付-6-2～6）。

学校教育法や短期大学設置基準等の関連法令は、文部科学省の通知文によって確認し、本学の規程に追記や変更等が必要な場合は、教授会・大学評議会で確認、検討して改正するなど速やかに対応している。教育の質の保証に関するものは、まず教務部・学生部で変更等の案を作成し、教務委員会（FD委員会）を通して、教授会・大学評議会で諮り改正した上で、教職員全員に周知して遵守している。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

本学での自己点検・評価活動は、それぞれの点検・評価項目を分担して実施しているため、教職員の中でも関与・理解の度合いに差がある。全教職員が自己点検・評価の意識を業務に反映させ向上できるように、FD・SD活動等を通じて今後とも自己点検・評価に対する意識、理解を深めていくことが必要である。

教育の向上・充実のためには、今後も学習成果のPDCAを可動させて、時代のニーズに合わせて、建学の精神と教育目的・教育目標と三つの方針との整合性を図ることが課題である。また、本学では、年齢も学歴も社会的経験も異なる学生が一同に学んでいる。これらの学生を評価する基準が、授業担当者により異なる場合があることが課題である。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神の共有については、まず、三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインに基づいて点検吟味を行い、「建学の精神」－「教育目的」－「教育目標」－三つの方針（三つのポリシー）をそれぞれ相互に関連付けて一体的な整合性のあるものとして定めた。建学の精神は、授業や寮生活での実践的な行と学により体得されて行くものであるのるので、独自のアセスメント・ポリシーを定めた。それに基づいてゼミ担当教員による個人面談、学長による個別面談、「大学生生活アンケート」「授業評価アンケート」「卒業時の満足度アンケート」等により、把握を行っている。授業の学習成果については、卒業認定・学位授与の方針（DP）をもとにして、シラバスの各授業の到達目標にも「行」と「学」を具体的に示した。

高齢者世代の修行プログラムの改善については、(A) 正眼寺での修行を含め最短2年で僧堂歴1年を取得し卒業するコース、(B) 3年で僧堂歴2年を取得し卒業するコースを廃止し、令和3年度から本学の学生寮で2年間生活し本学を卒業した後に、正眼寺で1年間修行して、僧堂歴1年を取得する沙門コースを設け、学生が本学での学習に集中できるようにした。

地域連携については、第五次総合計画委員会に続いて、第六次総合計画委員会へ本学の教員（令和3年に退職、その後本学専務理事）も参加し、町づくり計画事業に参加している。また、「仏教福祉」の授業を通して行われるボランティアも計画され令和元年度までは実施できたが、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 蔓延により、令和2年度と令和3年度は実施できなかった。

公開講座については、本学のホームページから公開講座の様子の一部を You Tube で視聴できるようにし、参加者からのコメントも掲載したことから、北海道・東京・大阪・名古屋等からも聴講に訪れる者がでていた。ただし、新型コロナウイルス感染症

COVID-19 蔓延のために、会場を本学と岐阜市の2カ所に限定し、ソーシャルディスタンス、消毒、検温、マスク着用、参加者の連絡先の把握などの対策を取って行っている。

生涯学習授業については、あらゆる世代の人が受講しているため、少人数制の利点を生かして、学生全体と個別という2つの方法で、できるだけ個人に応じた教育および学生支援を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

主体的自己の確立に向けて、授業では、実践科目・演習科目ばかりではなく、講義科目においてもアクティブラーニング等の手法を多く取り入れ、建学の精神の体现の機会を増やす。

令和2年、令和3年と計画され、コロナ禍で行えなかった学内行事としての清大寺（福井県勝山市）での摂心（坐禅・作務等を取り入れた研修）を実施し、寮生・通学生・教職員参加のもとで、この摂心を通して建学の精神を体现する。

年齢も学歴も社会的経験も異なる学生の授業評価については、今後も教務委員会や非常勤講師との研修会等で検討し、アセスメント・ポリシーにその内容を反映できるようにする。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料

- 5 入学者受け入れの方針
- 7 令和3年度『学生便覧/シラバス』卒業に関わる学位授与の方針と教育課程の編成・実施・実施の方針
- 9-1 令和3年度 募集要項
- 9-2 令和4年度 募集要項
- 21 ウェブサイト「大学概要」<http://www.shogen.ac.jp/publics/index/134/>
ウェブサイトを「カリキュラム」<http://www.shogen.ac.jp/publics/index/77/>

備付資料

- 7-1 成績表
- 7-2 GPA一覧表
- 7-3 「卒業実践研究」資料、論文集（製本）
- 7-4 シラバス記入要領
- 7-5 「卒業実践研究」「レポート」「坐禅」「作務」のルーブリック
- 7-6 カリキュラムマップ
- 7-7 正眼短期大学 進級・卒業・留年規程
- 19 学生による授業評価アンケート・学生による自己点検・授業評価アンケート評価結果一覧

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

本学では、「禅・人間学科」の卒業認定・学位授与の方針（DP）として「行学一体」の建学の精神に基づき、教養科目および専門科目の授業の履修を通して「禅・人間力」（主体的自己の確立）の育成を目指すことを掲げ、『学則』第27条（卒業の要件）、第28条（卒業）、第29条（学位）および『学位規程』により「短期大学士（禅・人間学）」

の学位を授与することを定めている。すなわち、学位授与の方針（D P）は以下の4つである（提出-21，提出-7 P93）。

- ①広い社会的関心と教養を有し、宗教・仏教・禅・歴史・文化について説明でき、特に禅について深い専門的知識を習得している。
- ②宗教・仏教・禅・歴史・文化についての豊かな素養を踏まえつつ、対象を正確に理解し、表現することで、他者との相互理解に努め、組織の中で創造的に活動していくことができる。
- ③建学の精神（行学一体）を深く理解し、実践し続けるために豊かな人間性と高い倫理・道徳観を備え、協調性をもち社会に貢献できる能力を有している。
- ④主体的自己を確立することにより、さまざまな問題を分析し解決することができる能力を身につけている。

卒業認定・学位授与の方針（D P）は、それぞれの学習成果に対応している。カリキュラムに定められた必要単位数を修得することで学位が授与される。宗教・仏教・禅・歴史・文化に関わる教育科目をはじめ語学（日本語）などのリテラシー科目、宗教・仏教・禅に関する専門科目、禅文化専門科目について合計で卒業要件62単位を履修する。なおかつ「講義」「演習」「実習」をバランスよく配置し、実践的体験を通じて学ぶようになっている。また、成績評価は、秀・優・良・可・不可の5段階で行い、秀・優・良・可を合格とし単位を認定することを定めている。さらに、短期大学士の学位を授与するにあたり、2回生で「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）を課し、学習成果の総仕上げとしている。入学時から各研究室に所属して2年間（長期履修学生の場合は3～4年）で論文あるいは実践レポートを作成させている。

また、卒業後に取得可能な首座職僧侶資格課程（資格認定は妙心寺）については、「首座職僧侶育成課程規程」により、履修科目の一覧および単位数を『学生便覧/シラバス』に掲載し、その要件を明確に示している。学生雲水についても、「学生雲水規程」により授業の履修上の特別措置を設け、認定される科目を明確に示している。

学位授与の方針は、入学後の新入生オリエンテーション、年2回春学期・秋学期の在校生オリエンテーション、その際に配布する『学生便覧/シラバス』に掲載された『学則』『学位規程』『ディプロマポリシー』を示し、説明を行っている。また授業の開始時に各担当者から説明を行っている。さらに、学外に対しては、オープンキャンパス参加者へ説明を実施し、入学希望者に対しては公式ホームページや学校案内にも掲載している。

卒業認定・学位授与の方針については、『学則』第6章卒業及び学位号の取得等第29条第2項においても、具体的に規程を定めると規定している。本学では、卒業の要件の単位数を定め、成績評価基準を明確に示している。また、I-C-2で述べたように、「学習成果のPDCAサイクル」によって教育の質の保証を図っているため、社会的（国際的）な通用性を確保している。また、卒業生が国内・国外（アメリカ）の大学へ編入する際に、学位（短期大学士）が認められていることから明らかである。

卒業認定・学位授与の方針については、大学評議会、自己点検・評価委員会において定期的に点検している。また、卒業認定と学位授与の方針は、春学期卒業と秋学期卒業

の前月に卒業判定会議を行い、卒業認定については毎回学位授与の方針を確認し、点検している。

また、基準Ⅰ-Bで述べたように、学位授与の方針（DP）の一部を平成29年2月に改正し、4月から実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

「禅・人間学科」では、学位授与の方針（DP）に対応して教育課程・実施の方針（CP）を以下のように定めている（提出-7）。

- ①一般教養科目・語学科目・禅文化科目を設置し、その総合的思想などを含め幅広い知識を身につけるようにする。
- ②宗教・仏教・禅・歴史・文化を理解するために専門のゼミを開講して、自己を見つめ、自己を理解し、知識・技能などを総合的に活用し、問題解決能力を身につけるようにする。
- ③「提唱・禅語録」「坐禅」「作務」「仏教心理カウンセリング」等の科目を設置し、人格を陶冶する。
- ④「禅の作法と心得」「禅宗経典」「禅宗法儀」「布教学」「僧侶必携」等の科目を設置し、僧侶になるための基礎知識や実践的な作法を段階的に習得できるようにする。
- ⑤「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）を課し、論文研究と実践記録を並立させることによって、主体的に考え、行動力と創造力を培い、問題を分析し解決能力を身につけることができるようにする。

禅・人間学科では、「カリキュラム」に基づき、卒業に必要な62単位を履修した者に対して、短期大学士（禅・人間学）の学位を授与している。教養科目A・B、専門科目C・D・E・Fのそれぞれに卒業要件の単位数を明記し、本学の教育課程は卒業認定・学位授与の方針（DP）に対応している。教養科目A・Bは社会生活を送る上でのさまざまな価値観や考え、現代の高齢社会が求める生きる力を身につける科目であり、Aは講義、Bは演習である。専門科目Cは本学における禅的精神を身につける基本となる講義や演習、専門科目Dは実習、専門科目Eは宗教・仏教・禅・歴史・文化を総合的に理解する講義、専門科目Fは禅文化を理解し実践するための実習であり、「講義」「演習」「実習」をバランスよく配置している。教養科目A・Bで学習したことを専門科目C・D・Fで実践的体験を通して深め、さらに少人数の専門講義Eを選択し、その専門の学びを深め、「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）にまとめられるよう分かりやすく体系的に編成している（提出-7-5）。

成績評価については、短期大学設置基準等により、シラバスに記載されたとおり質の保証ができるように各教員が厳格に行っている。「成績評価基準」を設けて、それによるシラバスの作成および学習評価を行っている。

シラバスには、授業科目名、授業コード、サブタイトル、担当教員名、開講基準年次、授業期間、開講曜日、単位数、授業区分、授業コマ数、必修・選択の区別、実務経験の有無、実務経験（職業等）DP（学位授与の方針）、到達目標、授業概要、授業計画・授業時間外学習（予習・復習など）、質疑応答、単位の認定方法及び受講上の留意点、テキスト及び参考文献が記載され、学生が事前の準備、授業の受講、事後の展開を通して主体的に学習できるようになっている。

本学では、教育課程・実施の方針は、公式ホームページに掲載し、その主旨を学校案内に載せ広く知らせている。また、教育課程は学位授与の方針（DP）に対応し、体系的に編成されている。成績評価については、シラバス等でその基準を明示し、教育の質の保証に向けて厳格に適用している（提出-7 P22～197）。

基準I-Bで述べたように、教育課程・実施の方針（CP）の一部を平成29年2月

に改正し、4月から実施している。

逸外記念図書館リニューアルや新校舎光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）の建設を機会に、在校生への学習支援の更なる充実を図るため、科目等履修生や聴講生制度を廃止した（第44条、第45条の削除）。これは、授業内容を充実し、授業の受講、事後の展開を通して主体的に学習ができるよう、授業ごとに「授業時間外学習、予習・復習」の項目を設け、「授業計画」の内容についても学生が毎回の授業を具体的に把握できるように、各科目担当教員が更なる学生への学習支援ができる体制をつくった。また、聴講生制度の廃止により、特に専任教員は、いつでも在学生へのオフィスアワーを実施できる体制ができ、より学習支援に集中しやすくなっている。教育課程の見直しについては、常々内容の精査を行っており、より学生への教学面の支援強化に繋げている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

本学では、教養教育と専門教育の内容と実施体制については、『学生便覧/シラバス』に掲載し、その要件を明確に示している。また、教養教育と専門教育との関連性については、別にカリキュラムマップを作成し、担当教員に配布している（備付-7-6）。1年次春学期、1年次秋学期、2年次春学期、2年次秋学期の4期に分けセメスター制を導入しており、1年次春学期では、「禅を知る」「勉学への姿勢を模索する」、1年次秋学期では、「禅を理解する」「勉学のスタイルの確立」、2年次春学期では、「禅を習得する」「勉学の精神」、2年次秋学期では、「行学一体を知る」「勉学の完成」とし、教養教育と専門教育の関連性が明確である。

また、令和3年度は、教養科目Aでは、「倫理と人間」「人生と哲学」「日本の歴史と文化」「仏教心理カウンセリング」、教養科目Bでは、「和の養生学」「漢文の基礎」「日本語」（留学生科目）を開講し、授業内容についても、授業中に学生が主体的に発言し議論できるような場面を設けたり、所為の実践、資（史）料講読を行う等のアクティブラーニングを取り入れた授業を実施し、学習評価を行った。その効果については、授業評価アンケート、学生による自己点検・授業評価アンケートを実施して教務部で集計を行い、授業担当者は、これをもとに授業の自己評価を行い、教務部へ提出している（備付-19）。授業評価アンケートの集計結果は、教務委員会（FD委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられるので、教員は授業改善に向けての認識を全体で共有でき（基準Ⅱ-B-1）、改善に取り組んでいる（備付-19）。

また、シニア学生も多く、4年生大学を卒業、大学院修了者が入学してくるため、特に教養教育科目では、さまざまな年代や職業経験者の体験や考えなども授業において発言されている。そのため10代や20代といった学生にとってもいろいろな価値観を聞くこともでき、幅広い教養を培うことが出来ている。以上のように本学の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本学では、教養科目A「倫理と人間」「人生と哲学」「日本の歴史と文化」「仏教心理カウンセリング」を通して、現代社会におけるさまざまな価値観や考えを学び、教養科目Bでは「和の養生学」「漢文の基礎」で高齢化社会が求める生きる力を学ぶ。これらの人間教育を担う教育科目を土台にして、職業教育に関わる専門科目が配置されているので、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

また、授業での僧侶資格に関わる内容は、個別の教員同士の打ち合わせ、教務委員会などで話し合っている。職業教育の効果については、授業評価アンケート、学生による自己点検・授業評価アンケートを実施して教務部で集計を行い、授業担当者へは担当科目ごとの集計結果に自由記述欄もつけて配布している。授業担当者は、これをもとに授業の自己評価を行い、教務部へ提出している(備付-19)。授業評価アンケートの集計結果は、教務委員会(FD委員会)や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられるので、教員は授業改善に向けての認識を全体で共有でき(基準Ⅱ-B-1)、改善に取り組んでいる。

本学では、職業教育の効果の測定や評価については、学校行事において教育効果を確認できる体制が出来ている。また、日々の朝課・晩課で、首座職僧侶育成課程規程による資格取得の授業時間内でわからないことは、資格を有する教員が授業時間外に学生を集め指導し学生支援に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学の教育目標は、①『究めること（学）』すなわち「自己究明」（とらわれない世界に到達した本来の自分を探求し、自ら学ぶ意欲を確立すると同時に社会で必要とされる人材の育成をすること）②『表すこと（行）』すなわち「自他不二」（それぞれの進路に向けて必要な専門知識を修得し、社会における実践（サービスラーニング）をもって自己鍛錬したのちには、自己のもてる力を建設的に社会に役立つように努め、学生一人ひとりの個性と自主性を尊重しながら、「行学一体」の精神をもってそれぞれの可能性に向かって弾力的に挑戦することができる人間性の育成を目指すことにある。この教育目標に対応して本学では入学者受け入れの方針（AP）を定めている。

入学者受け入れの方針は、公式ホームページに掲載し、その主旨を学校案内等にも掲載している（提出-5、9-1～2）。また、高校訪問時の進路指導者やオープンキャンパスでの参加者および保護者に対して担当者から説明を行っている。また、入学前の学習成果の評価については、一般選抜のほかに学校推薦型選抜（指定校推薦・学校推薦）・総合型選抜（寺院推薦・自己推薦）・社会人選抜・留学生選抜・帰国生徒選抜を設けている。なお、入学者受け入れ方針（AP）は、学習成果に対応して以下のように定められている。

本学が求める学生は、第一に宗教・仏教・禅・歴史・文化を学習（学）や実践（行）を通して、知と心と体の調和を図り、人への思いやりや共生への意識を高めること、第二に現代社会の諸問題について関心を持ち、宗教・仏教・禅・歴史・文化の学習（学）や実践（行）を通してそれを理解し解決をめざすこと、この二つに学力・適正・意欲のある学生である。

入学者受け入れの方針は、本学が求める学生像として、入学前の学習成果を明確に示している。入学前の学習成果の把握・評価は、入学者選抜評価の中で総合的に行っている。志願者全員に面接を課し、入学前の学習成果や内申書・履歴書に書かれた社会

的活動（部活動・生徒会・ボランティア活動等）や資格等について確認している。一般選抜、学校推薦型選抜（指定校推薦・学校推薦）、総合型選抜（寺院推薦・自己推薦）、社会人選抜、留学生選抜、帰国生徒選抜においては、入学前の学習成果に言及している。本学を希望する理由や学ぶ意欲についても確認し、入試面接委員を中心に面談内容の検討を重ねることにより、入学者受け入れの方針に対応している。

本学では、多様な選抜について、作文試験の採点についてのルーブリックを作成し、判定している。

授業料、その他の学納金については、「募集要項」および公式ホームページに掲載し明示している。本学を受験する者へは、オープンキャンパスで、「学校案内」「学生募集要項」および学生生活で「必要な物品購入費明細」を配布し説明している。また、電話やメール等での問い合わせについても、丁寧に対応している。

本学では、アドミッション・オフィス入試（AO入試）は行っていないが、入学希望の者へは、禅ステイ（寮生活や授業参加の日）を設け実施している。令和3年は、昨年から引き続き新型コロナウイルス感染症 COVID-19 のため、実施できなかった。

また、入学者受け入れ方針（AP）のPDCAサイクルを稼働させ点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学の学科・専攻課程の学習成果については、禅文化を体験する科目、筆禅道、華道、茶道、陶芸など数値化するのが難しいと言われる科目でもあるが、学習成果を図る上で作品制作という具体性があり、漢文の基礎では、学生が漢文を作成できるようになり、また、坐禅、作務などの科目では具体的な学習成果を確認できている。達成すべき学習成果の評価について、その目的、達成すべき水準および具体的な実施方法等を「アセスメント・ポリシー」として定めており、具体性がある。学習成果については、学習成績（成績・修得単位数）と学生の成績評価であるGPAをもとにして具体的・体系的に査定を行っている。本学では、2年間で単位を修得して卒業する通常履修学生のほかに、3年から4年間で単位を修得して卒業する長期履修学生の制度（基準Ⅱ-B-3）がある。本学の授業科目には、坐禅、作務、茶道、華道、陶芸などの実践を重視する授業や講義科目であってもアクティブラーニングを取り入れた授業もあり、毎回の授業での学生の学習成果の達成度の確認が可能である。

また、非常勤講師を含めた研修会、教務委員会、「卒業実践研究」の中間報告、最終審査を通して、教育課程で獲得すべき学習成果について、教員は共通認識を持っている。

る。一定期間で学習成果を獲得させるために、学生への授業評価アンケート等をもとに授業方法を工夫改善し、少人数の授業で個別にきめ細かい指導を行うなどの取り組みを行っている。各科目は、半期（15回ないしは22.5回）でそれぞれ学習成果を獲得できるように配置している。しかし、授業で理解ができなかった者については、時間外の個別の学習指導を行うなどして、一定期間内で学習成果を獲得できるよう努めている。

禅・人間学科の教育課程の学習成果は、社会での活動につながるものであり、卒業後僧侶をめざし専門道場での修行を行う者や、就職する者、高齢者で地域貢献活動を行う者などがある。

学習成果の評価基準はシラバスに明示されており、授業科目により具体的な評価方法は異なるが、定期試験期間内に行われる筆記試験・レポート・実技試験、それ以外に平常時授業において課される小テスト・小レポート・発表・暗唱・課題や受講態度等を量的・質的データとして扱っているので測定可能である。

ただし、令和3年度には、新型コロナウイルス感染症 COVID-19により、まん延防止等重点措置が岐阜県に出されたが、対面による授業を行うことができた。学生には、感染防止対策を徹底させるためにマスクの着用、手洗い、消毒、検温などを講義前に促した。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学では、卒業認定。学位授与の方針（DP）に沿って編成した教育課程を中心とする教育活動での学生の学習成果や教育効果について、評価や検証等をするために「アセスメント・ポリシー」を定めている。それは、教育の質保証と学生自らの学びの向上を図り、適切な教育改善の推進に資することを目的としている。

「アセスメント・ポリシー」中には、評価や検証等をするための具体的な調査方法を明示している。GPA一覧表（備付-7-2）は、四年制大学への編入や学位授与式等での代表者を決定するために、単位の修得状況は、「進級・卒業・留年規程」（備付-7-5）に基づき、1回生から2回生へ進級するためや卒業要件のために活用している。ルーブリックについては、教務委員会（FD委員会）で、令和元年度から単位制度の実質化や学生の学習効果を高めるために、「卒業実践研究」「レポート」「坐禅」「作務」のルー

ブリックを検討して作成した（備付-7-5）。令和3年度のシラバスの作成にあたり、非常勤講師を含めた研修会で、ルーブリックの作成事例として示し、評価方法の参考のために説明を行った。

そのほかに「大学生生活アンケート」「進路アンケート」「授業評価アンケート（学生による自己点検アンケート）」の結果、学長による個別面談やゼミ担当教員による個別面談の結果等も活用している。学習成果の獲得状況については、教務部・学生部が中心となり、これらのデータを集積し、事務局長（IR担当）の下で分析かつ点検を行い学生支援につなげている。

学習成果の公表については、卒業生数、就職者数、進学者数等を本学のホームページに公開している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

学生の進路・就職指導の窓口は学生部が担当している。令和3年度卒業生の進路先は、僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）3人、進学2人、自営業1人、販売業への就職1人、社会貢献1人、不明1人の計9人である（基準Ⅱ-B-4）。本学では、卒業生への満足度アンケート、僧堂掛搭者の修行道場へのアンケートや聴取を実施している。これらの結果は、学生委員会で分析、検証を行い、学習成果の点検に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学では、学位授与の方針（DP）はシラバスに掲載している。各科目における、授業で育まれる能力としてカリキュラムマップ（教養系、座学系、実践系）や科目ごとに到達目標、授業概要を明確に示している、さらに春学期・秋学期オリエンテーションの時にも教務部から全学生に説明している。ただし、学生がどの程度理解しているかという確認が出来ていないことが課題でもある（提出-7 P28、P95～197）。

中央教育審議会大学分科会大学教育部会のガイドラインにより「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）について、今後もPDCAサイクルの適応、適正な学位授与を保障するため、さらに定期的な検証を行う必要がある（提出-4、5、6）。

入学を希望する人々が、本学の入学者受け入れの方針（AP）を確認できるのは、現在公式ホームページと学校案内、学生募集要項だけである。このほかにも人々へ周知する方法が課題である。

特に、オープンキャンパスにおいて、入学希望者が入学者受け入れの方針（AP）を

十分に理解できるよう丁寧な説明を行うことにより、入学者受け入れ方針（AP）を理解してもらうよう努力する必要がある。

学習成果測定の可能性に関して、量的・質的データ測定で数値化する際に、カリキュラムの中には、感性や精神、心、呼吸法などを体得する科目もあり、数値化し一律に評価することが難しい科目もある。基準Ⅱ-A-1で示した「禅・人間力」（主体的自己の確立）そのものを学習成果として、例えば、体得科目においては、試験以外に授業中の体得過程における上達度などをその都度確認し、授業後にレポート提出を行うなど具体的に可視化できるよう査定のあり方について検討していく必要がある。

学生のより良い学びのために、令和3年度には、「大学生生活アンケート」（正眼短期大学の学生生活において、どの部分を充実させれば『この大学へ来てよかった』と感ずることが出来ますか。）等アンケートを毎週学生ミーティングで配布している。今後も内容を点検し、在校生や卒業生の意見等が教育や学生生活・寮生活等の支援に反映できるよう充実を図りたい。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- 6 オリエンテーション資料
- 7 令和3年度『学生便覧／シラバス』
- 8-1 令和3年度 学校案内
- 8-2 令和4年度 学校案内
- 9-1 令和3年度 学生募集要項
- 9-2 令和4年度 学生募集要項
- 21. ウェブサイト「カリキュラム」<http://www.shogen.ac.jp/publics/index/77/>
ウェブサイト「入試日程・募集要項」
<http://www.shogen.ac.jp/publics/index/78/>

備付資料

- 10 大学生生活アンケート結果一覧
- 11 僧堂師家へのアンケート
- 12 卒業生満足度アンケート調査一覧
- 13 入学志願者案内資料一式
- 14 入学前課題等資料一式
- 15 オリエンテーション配付資料（科目履修の手引き等）一式
- 16 学生カード（学生個人情報・進路登録）

- 17 学生進路一覧
- 18 G P A分布表
- 19 学生による授業評価アンケート・学生による自己点検・授業評価アンケート評価結果一覧
- 20 禅と生きる3つのコース
- 30 教職員連絡会議議事録、研修会参加記録

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学の教員は、学位授与の方針（D P）に則して学生の学習成果の状況の把握に努め、シラバスに示した到達目標や単位の認定方法及び受講上の留意点等の「成績評価基準」に則して学習成果を評価している（提出-7 P.0、P.95～197）。

すべての授業について、授業評価アンケート、学生による自己点検・授業評価アンケートを実施している（備付-19）。令和3年度は、従来通り最終授業時に実施し、学生一人ひとりが教員の目の前でアンケートに答える方法を取り、回収した学生一人ひとりのアンケートは専任教員・非常勤講師ともに目を通し、確認を行っている。

授業評価アンケートのデータは科目ごとに集計され、各教員には担当科目ごとの集計結果に自由記述欄もつけて配布されるので、学生による授業評価を認識している。

また、学生による自己点検・評価アンケートは、各教員が各授業についての学生の取り組み等を確認するための参考資料となる。各教員はそれらを基にして、科目ごとに授業の自己評価を行い、教務部へ提出している。

授業アンケートの集計結果は、教務委員会（FD委員会）や非常勤講師を含めた研修会で取り上げられ、授業改善に向けての認識を共有し対応している。

本学では、複数の教員でひとつの科目を担当する授業はわずかである。複数で担当する場合は、担当者間で授業内容等の調整を図っている。異なる科目の場合は、担当者間で授業内容を調整している。その機会は、専任教員間では教務委員会、全体では非常勤講師を含めた研修会である。また、専任・非常勤を含めて全教員14人の本学では、全教員が面識をもち日頃から個別に調整を図っている。

教務委員会および非常勤講師を含めた研修会で、授業・教育方法の改善についての話し合いをもち、改善に向けて対応している。

教務委員会および教授会で、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

1・2回生のゼミにおいては、担当教員がオフィスアワーで履修、学生生活、就職、進路等について相談にのり、きめ細かく指導を行っている。

事務職員は、本学の建学の精神および教育目的・目標を理解した上で、職務を遂行している。学生の課外活動・就職活動など学生生活全般に関して支援しており、毎週行われる教職員連絡会議において学習指導のあり方等について教員と情報を共有し、学習成果を認識している。また、教務部・学生部・総務部の部長はすべて教員が勤め、事務職員とのコミュニケーションを密にしている（備付-30）。

本学の事務職員は6人（専任4人、非常勤2人）であり、すべての学生に認知されている。学生と接する窓口業務では、日常の生活状況や授業等への出席状況の把握に務め、学生が継続的に目標達成のために取り組めるよう支援をしている。学生の大学生活を支援する部署では、学習環境の整備に配慮し、学生が教育研究活動に専念できるよう寮やキャンパスの整備に取り組んでいる。

本学の事務職員は、多くが職務の兼務を行っている。また、すべての専任教員が、教務・学生・総務・広報企画の部長あるいは課長を兼務しており、教員と職員との関係が密な組織となっている。よって所属部署を通じてではなく、教職員連絡会議におけるFSD活動として学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況が把握できている。

本学では、教職員連絡会議等においてFD・SDを区別することなくFSDとして教職員一体となり、全学で問題意識の共有化を行い、学生支援の充実を図っている。学生の履修指導、学生生活支援、就職・進路指導等は、ゼミ担当教員、教務部・学生部、学生寮等の事務職員が連携して支援を行っている。また、事務職員は、日本私立

短期大学協会が主催する各種研修会に参加し、質の向上と充実に努めている（但し、令和3年度は、令和2年度にひきつづき、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 により中止）。

学生による履修科目に関する質問、修得単位についての質問、寮生活等学生生活についての質問、「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）作成についての質問等があり、履修から卒業に至るまでの支援をゼミ担当教員が行う体制を整備している。

本学の図書館の担当事務職員は2人（専任1人、非常勤1人）であり、いずれも他の業務を兼帯している。2人のうち1人が司書資格を有する職員である。建物は、鉄筋コンクリート造りの瓦葺き2階建てで面積は468.64㎡であり、1階は図書閲覧スペース・閉架書庫・書庫、2階は開架書架スペース・閉書架・ラーニングコモンズとなっている。座席数は閲覧室21席である。蔵書数は、令和3年3月31日現在、図書が28,742冊（うち洋書125冊）、学術雑誌13種、AV資料495点である。特に、本学の特長を生かした禅籍などの仏教書を多く所蔵している。

シラバスに示された参考図書については、司書が教務委員会と緊密に連携して図書予算の範囲内で準備している。また、希望図書については、学生からのアンケートをもとに、必要と判断される場合は購入も行っている。館内に所蔵していない図書に関しては、ゼミ担当教員と連携して所蔵先を確認し適切な指導を行っている（提出-7 P.53～54）。

本学の図書館の開館時間は午前9時より午後5時までであり、土・日曜日は休館（祭日は開館）にしていたが、令和3年度は、学生からの要望があれば土・日曜日の利用を可能とした。教員は、授業やゼミのオリエンテーション等で図書館を利用し、授業に関連する図書や必読書の説明を行い、図書検索方法や調査方法等を指導し、学生の授業の予習や復習、主体的な学習を促している。

教職員は各自1台以上のパソコンが与えられ、教育研究用または業務用に活用している。学内のパソコンは、すべてサーバに接続され管理が行われている。パソコンはそれぞれネットワークと1台以上のプリンターにつながれており、文書作成の業務は言うまでもなく、どのパソコンからも情報検索をできるようになっている。また、必要に応じてカラーや大判印刷ができるプリンターも用意されている。日常の授業や業務で活用されているが、その活用の度合いは個々の教職員によりまちまちなのが課題である。

本学では、大半の学生がパソコンを保有している。また、図書館には学生用の6台のパソコンを設置し、授業の課題レポートや「卒業実践研究」の論文や実践レポート等の作成の便に供している。学生への休講等の連絡は、学内掲示も行いながら、モバイル機器を利用し、個人のLINEへの一斉送信やホームページでも連絡している。

本学では、文書処理、情報処理に必要な学内ネットワークが構築され、教職員は利用技術の向上を図っている。令和2年からの新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の影響で、電子黒板、プロジェクター、タブレット機器（学生貸出用も含む）等を活用し、必要に応じて、一部の学生のためにオンライン授業と対面授業を同時開催（ハイブリッド授業）した実績もある。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

本学での入学手続き者の大半は、オープンキャンパスや禅ステイ（体験入学）を経て入学するため、入学希望者にはその時点で授業や学生生活についての情報を提供している。また、入学試験に合格して入学手続きに入る前の、学生や父兄からの電話やメール等による問い合わせについても丁寧に応えている（提出-9）。

春学期および秋学期の入学式で、在校生の参列のもと新入生に対して学長が訓示をし、新たな学習への意欲の喚起を行っている。その後、事務室、図書館、教務部、学生部、寮の各部署のオリエンテーションにより、担当の教職員が「建学の精神」「教育目的・教育目標」「3つのポリシー」をもとに、連携して学習や学生生活の方法について説明している。

教務部のオリエンテーションでは、授業履修および単位修得に関する『学則』や『教務規程』の条文の該当箇所を説明した上で、シラバスの中に書かれたDP（ディプロマポリシー）や到達目標の意味について説明を行い、学生への学習の動機付けとしている。各教科担任も初回の授業でのガイダンスで、DP（ディプロマポリシー）や到達目標等にふれて授業内容を説明している。（提出-7、P.93 など）

科目の選択については、事務室窓口で専属の教学事務職員が学生からの質問に随時対応している。また、ゼミ担当教員も学生の履修登録の相談にのっている。

2回生の「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）の作成は、2回生の初めにゼミ分けの希望調査を行い、ゼミ担当教員の決定をし、個別指導を通して指導支援を行っている。

学習支援のための印刷物については、『学生便覧/シラバス』のほかに「科目履修の手引き」を全学生に配布し、教務部のオリエンテーションで説明を行っている（備付-15）。

基礎学力が不足する学生については、留学生の場合、日本語や日本での生活に慣

れるために、留学生科目のほかに特別授業を設定し、教員が分担して行っている。日本人学生の場合、基礎学力が不足する学生に対する補習授業等の組織的な支援は行われていないが、授業担当者やゼミ担当教員が学生の求めに応じて個別に指導している。本学の図書館の開館時間は、平日の午前9時より午後5時までである。令和3年度は、希望する学生には、土・日曜日の利用を可能とした（基準Ⅱ-B-1）。

学習上の悩みを持つ学生や修学上問題がある学生については、まずゼミ担当教員が対応にあたり、このほか学生の希望や状況に応じて学生部の教員が対応している。また、学生の修学の進退に関する問題等は、学長が全学生を個別に面談を行い指導を行っている。

専門科目の演習・講義・実習や「卒業実践研究」（卒業論文あるいは実践レポート）では個別指導がされており、学生は意欲を持って学習成果を伸ばすことができる。四年制大学への編入を希望する学生には相談にのり、学習支援を行っている。

本学では、留学生を受け入れている。留学生は学内の学生寮で生活を行い、授業を履修している。授業の履修や日常生活に関することまで、教職員全員で対応している。

また、本学からの留学生派遣については、提携学校（サイパン・北マリアナ短期大学、中国・鑑真学院）があるものの令和3年度の希望者はいない。

学習成果の獲得状況については、教務部・学生部が中心となり、成績評価、GPA、「学生による自己点検アンケート（授業評価アンケート）」、学生の修学状況やゼミ担任による個人面談記録（学生カード）、「大学生生活アンケート」などのデータを集積し、事務局長（IR担当）の下で分析かつ点検を行い学生支援につなげている（備付10,12,16）。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では、学生の学習成果の獲得に向けて学生が不安なく生活を送るために、学生寮での生活や健康管理等の厚生的支援、学生が主体的に様々な活動に参画できるような教育的支援、奨学金等の経済的支援を教職員が組織的に連携して行っている。

組織としては学生部が置かれている。学生生活に関する全学的事項を審議する場が学生委員会である。学生部は課長1人、教学事務職員1人が配置されており、寮職員（寮監・舎監）と連携して問題に対処している。

本学における課外活動は、学生の組織である学生自治会を主体に行われている。学生自治会は、新入生歓迎会、卒業を祝う報恩の会を主催し担当する。また、令和3年度は、学生によるクラブ活動サークル太極拳の実績がある。学生によるクラブ活動やそれらの行事を支援するのが学生部の教職員を中心とする学生委員会である。

本学では、一般の大学にみられるような学生食堂は設置していない。食堂は、修行道場に倣い「ジキドウ」と呼び、業者に委託している。特に、昼食は教職員・学生が一同に会し、宗門の修行道場の食事作法に則り整然と食事を摂り、禅教育を実践している。常に衛生と健康管理には配慮している。また、寮には簡単な炊事場が備えられ、土・日曜日には自炊が可能である。

売店は設置していない。飲み物については自動販売機が一台設置されている。他の商品については、学生は必要に応じて近くにあるコンビニエンスストアで買い物をしている。週末前には、寮生を近くのスーパーマーケットまで送迎を行っており、寮生らはこの送迎により生活に必要な物品を購入している。

学生の休息空間として学生ホールがあり、共同のテレビが設置され、授業間の休息・談話・各種行事の打ち合わせや反省会等の場として利用している。また、学生寮内にも同様の施設・設備があり、活用している。

保健室を設置している。また、舎監室や事務室に救護用品を、光徳禅文化棟1階にあるロッカーに救護用の担架等を配備し、舎監をはじめ教職員一人ひとりが、学生の健康状態や精神状態を見ながら、常に声をかけ学生の心身のケアに配慮している。

本学は全寮制が基本であり、大半の学生が寮生活を送りながら行学一体の建学の精神を実践している。通学生は自宅から通っており、宿舎の斡旋は必要ない。

通学生は社会人学生が多く、すべて自家用車を所有しているためスクールバスの運行は現在のところ必要ない。本学には、来客・教職員・通学生を含めて3ヶ所の駐車場がある。

奨学金等については、令和3年度日本学生支援機構等からの外部奨学金受給者はい

ない。本学の学生は、学校独自の奨学金や支援制度を受ける者が大半である。正眼奨学金は、修学途中で、学費負担者に事由が生じ、経済的困難に陥った学生に修学期間中にかかる学納金相当額を無利子で貸与するものである。特別奨学金は、成績・人物ともに優秀な者に対して授業料を半額減免するものである。社会人優待制度として、社会人の出願資格を満たす者に対して入学金の半額免除のほかに、入学前の審査により、2年間の授業料を減免するものである。社会人僧侶の育成や禅仏教を学ぶ志願者の受け入れを目的とする本学においては、必要な投資である。

奨学金等の取得状況 **令和4年3月31日現在**

学年	1回生	2回生	合計
奨学金名称			
日本学生支援機構2種	0	0	0
正眼奨学金	0	0	0
特別奨学金	9	7	16
社会人優待制度	2	1	3
留学生優待制度	0	0	0
学生雲水制度	0	0	0
指定校特別推薦	0	0	0
校友会奨学金	0	1	1
合計	11	9	20
在籍者数	19	22	41
割合 (%)	57.9	40.9	48.8

本学における学生の健康管理やメンタルケア、カウンセリングの体制は、全寮制を基本としているため、寮では寮監・舎監が状況変化を把握し、ゼミ担当教員に報告する。ゼミ担当教員が解決できない場合には、学生部に連絡して学生部より専門家（精神科医）を通して迅速にその処置を図っている。

1. 保健室

本学の保健室は光徳禅文化棟1階、梅熟教室棟1階に配置し、授業中に緊急事態が生じたときは迅速に学生部職員に連絡し対応できるようにしている。日頃の健康ライ

フについては学生部職員が指導にあたり、実際の細かい相談事や体調不良の訴えを受け入れている。必要な場合は、近隣の医師の診断を受けるように指導している。

2. 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法を基準にして、学生へは身長・体重、視力、血圧、尿、聴力、胸部X線の6項目で行っている。また、教職員へは6項目に血液、心電図、眼底検査の3項目を加え、さらに希望者へは腫瘍マーカーを加えた9項目で行っている。毎年4月に（財）岐阜県健康管理センターに依頼し、出張健康診断を実施している。ほとんどの学生が受診し、当日欠席した者は後日健康管理センターへ行き受診するよう指導している。結果は受診者に通知し、大学では全学生の健康状態を把握し、問題のある学生はセンターより指導を受けている。特に必要な場合は、近隣の病院との連携も行っている。

3. メンタルケアとカウンセリング

本学では、少人数制の利点とアットホームな校風を生かして早期発見・早期治療を重視し、ゼミ担当教員・学生部の教職員が学生の相談に対応している。

本学はゼミ担任制をとっており、入学時に個人面談を行い、学生個人の情報を収集すると同時に学生の意見や要望も聴取している。さらに毎学期ごとの面談や毎週のオフィスアワーで、進路や学生生活に関する様々な問題点について情報を収集している。学生間では、寮生活については寮生ミーティング、学生生活については学生ミーティングが毎週行われ、大学への意見や要望が出された場合、それを集約して学生から舎監、寮監へ、学生自治会長から学生課長へ報告される仕組みが構築されている。学生全体の問題については、主として学生部が総括し、毎週水曜日に行われている教職員連絡会議で報告を行い、全教職員が周知している。

留学生は、学内の寮で生活している。日本語や日本での生活に慣れるために、留学生科目のほかに特別授業を設け、教員で分担して行っている。また、学生生活については教職員全員で対応している。

留学生入学者の出身国および人数

入学年度 国名	平成31年度	令和2年度	令和3年度
中華人民共和国	1	1	0
インドネシア	0	0	1
合計	1	1	1

社会人学生は、四年制大学卒業者を含めて学習意欲や学力の高い者が多い。四年制大学や他の短期大学を卒業した者には、本人の申し出により、30単位を上限に既習得単位を認定することで負担を軽減している。また、学納金の分割や授業料の減免を行

うなど生活面での支援を行っている。雲水をめざす者には、特に僧籍をもつ教員をゼミ担任にあて、常に学生の相談に対応している。

平成 31 年度（令和元年度） 社会人入試入学者

性別（年齢）	形 態	学歴
女性（63）	長期履修学生	大学卒
男性（64）	通常履修学生	大学卒
女性（45）	長期履修学生	短大卒
男性（66）	長期履修学生	高校卒
女性（61）	長期履修学生	大学卒
女性（64）	通常履修学生	専門学校卒
男性（59）	通常履修学生	大学卒
女性（88）	長期履修学生	高校卒
男性（48）	通常履修学生	高校卒

令和 2 年度 社会人入試入学者

性別（年齢）	形 態	学歴
女性（60）	長期履修学生	高校卒
男性（62）	通常履修学生	大学卒
男性（65）	長期履修学生	大学卒
男性（43）	長期履修学生	高卒認定試験合格
男性（61）	長期履修学生	大学卒
男性（22）	通常履修学生	高校卒
男性（32）	通常履修学生	高校卒
女性（70）	通常履修学生	短大卒
女性（61）	長期履修学生	専門学校卒

男性（23）	通常履修学生	大学卒
女性（68）	通常履修学生	高校卒
男性（36）	通常履修学生	高校卒
男性（76）	通常履修学生	認定（本学）

令和3年度 社会人入試入学者

性別（年齢）	形態	学歴
女性（60）	長期履修学生	短大卒
女性（63）	通常履修学生	高校卒
女性（56）	通常履修学生	大学院中退
男性（62）	通常履修学生	四大卒
女性（75）	長期履修学生	高校卒
男性（70）	長期履修学生	高校卒
女性（36）	長期履修学生	高校卒

（注）年齢は入学時のもの。

本学は坂道もあり、キャンパス内は平地ばかりとは言えない。肢体不自由者が不便なく学生生活を送る施設を整備することは、学習の機会を提供することとあわせて重要であると認識している。

本学では、平成14年秋学期から秋学期入学者と長期履修学生を受け入れている。『学則』第47条（備付-規定集-52）に定め、「長期履修学生規程」により体制を整えている。長期履修学生を希望する者は、会社経営者やサラリーマン、主婦などが多く、令和3年度より4年を上限としている（それまでは5年）。仕事などとの両立や継続して学習ができるように、ゼミ担当教員や教務部の教職員が個々の学生の修学年限や通学時間に応じて履修モデルを示して対応している。

本学にはボランティア担当教職員が、美濃加茂市・富加町などの自治体からボランティアの依頼を受け、学生とともに参加している。また、令和元年度までは、「仏教福祉」の授業の履修を通し、富加町でのイベント手伝い、ブラジルの子どもたちの学童保育など実践を通して学んだ。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 のため、多くの社会的事業が中止を余儀なくされた。前もって計画され、シラバスにも授業として明記されていた本学のボランティア活動も、実施することはできなかった。令和3年度は、ボランティア担当教員の退職により、「仏教福祉」の授業としてではな

く、自治体等の要請に応じてボランティアを行う準備は行っていた。しかし、前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 のために実施することはできなかった。

平成 30 年度 仏教ボランティア

日時（曜日）	活動内容
4月19日（水）	あじさい看護福祉専門学校「立志の会」補助
5月17日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
5月31日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
6月 7日（木）	富加町「ふれあいオン・ステージ」イベント手伝い
6月29日（金）	美濃加茂市社会福祉協議会子ども支援教室 坐禅補助
7月 6日（木）	ブラジル子ども交流 セタ会開催
9月28日（金）	美濃加茂市社会福祉協議会子ども支援教室 陶芸補助
10月 4日（木）	美濃加茂市ほくぶ保育園 グランド清掃
10月27日（木）	美濃加茂市社会福祉協議会「すこやかフェスティバル」参加
11月18日（日）	富加町民まつり 手伝い
12月 6日（木）	関市ひまわりの丘 環境整備
12月21日（金）	ブラジル子ども交流 クリスマス会開催

平成 31 年（令和元年）度 仏教ボランティア

日時（曜日）	活動内容
4月 17日（水）	正眼寺本堂 あじさい看護福祉専門学校「立志の会」補助
6月 16日（金）	富加町「ふれあいオン・ステージ」イベント手伝い
6月 28日（金）	美濃加茂市社会福祉協議会子ども支援教室 坐禅補助
7月 5日（金）	ブラジル子ども交流 セタ会開催
10月19日（土）	美濃加茂市日本昭和村 美濃加茂環境フェア 縮小開催 すり針灸、皿灸実践指導、甘茶提供
11月17日（日）	富加町タウンホール 町民祭り手伝い 案内、駐車場案内
11月29日（金）	美濃加茂市福社会館 美濃加茂市社会福祉協議会子ども支援教室 篆刻指導、補助
12月20日（金）	短大体育館 食堂 ブラジル子供交流クリスマス会ゲーム及び食事提供



あじさい看護福祉専門学校「立志の会」



美濃加茂市社会福祉協議会「子ども支援教室での食事支援準備」

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学は小規模校であり、教職員が一体となって学生への支援を行い、就職支援は学生部が、進学支援は教務部が総括している。学生は、一般企業等へ就職する者はごくまれで、事業主やその家族、職業に従事しながら通学する者、定年後やその後の生涯学習をする者、寺院の子弟や僧侶をめざす者であり、そのうち就職と見なされるのが、僧堂への掛搭（専門道場への入門と修行）である。そのために本学では個別指導が行われている。

令和3年度 卒業生の進路先

令和4年5月1日現在

性別（年齢）	形態	入学前の職業等	進路先
女性（63）	長期履修学生	主婦	進学
男性（75）	長期履修学生	自営業	自営業
男性（27）	通常履修学生	留学生	進学
男性（20）	通常履修学生	高校生	僧堂へ掛搭
男性（24）	通常履修学生	製造業	販売業
女性（72）	通常履修学生	大学職員	社会貢献
男性（20）	通常履修学生	高校生	僧堂へ掛搭
男性（25）	通常履修学生	自営業	僧堂へ掛搭
男性（34）	通常履修学生	大学中退	不明

（注）年齢は卒業時のもの。

就職を希望する者がいる場合は、就職試験対策等の支援は、学生部とゼミ担当教員が協力して行っている。なお、就職試験・面接日の授業は公欠扱いとしている。一般就職する者はごくまれなために、その結果を学生支援に活用することは難しい。

僧堂掛搭については、卒業後の各僧堂での修行の状況が情報として本学へ寄せられ、その情報を基にして学生の指導に生かしている。また、平成26年度より、正眼寺の修行僧を寮職兼務の教員として採用し、実際に正眼僧堂（専門道場）で行われている作法等を授業や寮生活で取り入れ、細かく指導することにより僧侶になるための学生への意識づけを行っている。

本学での近年の四年制大学等への進学希望者は、ごくまれである。編入希望者に対しては、毎学期の初めにゼミ担当教員が学生との個人面談で、学生の進路調査を行う。教務部とゼミ担当教員が編入対策・指導について検討・協議し、教務部で編入志望から単位互換の有無などの様々な情報を収集し、これらの情報をもとに教務部とゼミ担当教員が学生と個別面談を行い、推薦書作成や面接試験対策等の進学への支援を行っている。また、指定校推薦を利用する場合は、当該大学の受付開始3週間前までを募集締切として受付をし、教授会で推薦対象者を決定して推薦している。

平成17年5月にはアメリカ合衆国北マリアナ諸島サイパン島の北マリアナ短期大学、平成19年10月には中国揚州市の鑑真学院との姉妹校提携を行った。両校からは

留学生を受け入れているが、留学希望の学生がいないため現在のところその支援は行っていない。今後は留学支援を深めて行きたい。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

教員はより責任を果たすために、学生の学習成果の獲得に向けて、更なる授業改善を図る必要がある。また、学習成果測定の見視化に向けて、成績評価基準の検証を行い更なる課題も残されている。今後も授業評価アンケート等の学生によるアンケートを定期的に検証し、その認識を教務部が把握して、FD活動をより活性化させることが必要である。

今後もさらに検討を重ね学習成果の獲得に向けてガイダンス等を実施し、学習意欲の向上と自主性を喚起する学生指導が必要である。基礎学力の不足する学生に対し補習授業の充実を図るために、時間割編成等の工夫が必要であるが、授業開講科目の限度や専任教員は事務職を兼務しており、さらに充実した学生支援を行うことが教員の課題である。

本学には保健室が配備され、学生部の職員が日常対応しているものの、学生の心のケアや健康管理を行う専門家の心理カウンセラーや保健師は配置していないのが課題である。

僧侶になるための意識づけを行い指導しているが、専門道場での修行に必要な経典の暗唱や坐禅等の作法を身につけるには、高齢者の学生ほど困難であるという課題が生じている。

教育資源の有効活用については、教員は学習成果の獲得に向けてより責任を果たすために、FD活動に力を尽くし、更なる授業改善を図る。成績評価基準の検証を行い、学習成果測定の見視化に向けて努力する。授業評価アンケート等の学生によるアンケートを定期的に検証し、その認識を共有し、FD活動をより活性化することが挙げられる。

学生への学習支援については、今後もさらに検討を重ね学習成果の獲得に向けてのガイダンス等を実施し、学習意欲の向上と自主性を喚起する学生指導を行う。また、特に寮で生活する学生に対して、平日での学習時間帯をいかに確保するかが挙げられる。

進路支援については、特に僧侶を志望する学生へはゼミ担当教員と寮関係の事務職員等が連携し、今後も僧堂掛搭（専門道場への入門と修行）に向けての作法等を学生個人の実情に即し寮生活を通して指導を行う。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

最近の傾向として、寮生活において、専門道場を志す者とそれ以外の者では、寮生活における意識の差が生じる傾向がある。寮内において、仏教的な和合をどう実現してゆくかが、これからの重要な課題である。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学生が、安心して教育活動に専念できるように、教職員によるFDおよびSD活動は持続的に行っている。

学位授与の方針(DP)に関しては、最近の傾向として多くの学生が、仏教や禅的な素養に惹かれて、本学に入学する傾向にあり、日常的な実践(作務や坐禅)、また日課行事(朝課、晩課)、月課(摂心)、年中行事(大学摂心、三仏忌、開山忌参加)など、通学生でも積極的に参加するようになってきたため、ほぼ実施できている。

また、教育課程の編成・実施の方針(CP)については、さきのDPと同様、講義科目のみならず、実践も重視することにより、主体的に取り組めるように工夫している。また、シラバスに授業時間外での学習の項目を設け、具体的な内容を示すことにより、授業外での学習を可能としている。

入学者受け入れの方針(AP)については、オープンキャンパスも随時実施し、専任の教員が学校の特色や説明にあたり、職員が募集要項や奨学金などの説明および施設案内をし、本学を十分理解した上で、入学してもらう体制づくりを整備している。

学習成果を客観的なデータとしてとり揃えることは難しいが、卒業時に学生らに満足度アンケートを実施し、一人ひとりが入学前、そして卒業時などの意識がどのように変わったのかについて調査分析を、各担任の裁量によって部分的に実施している。

教育資源の有効活用については、最近はコロナ禍の影響もあり、外部の非常勤講師との連絡や研修交流などでは、できる範囲で学校の方針や学生の情報を伝えるようにしている。図書館も希望により土日に利用可能となった。また、エレベーターや障がい者用トイレも設置済みである。

売店に替わる自動販売機の設置は達成できず、学校の食事の提供がない土・日前には、徒歩圏内にスーパーなどがなかったため、買い出しのための送迎を学校で提供している。

進路支援については、僧侶を志望し、僧堂入門する学生への作法などは、教職員が連携し個人の実情に即しての指導を行っているが、各個人の資質により、個人差が生じ、希望者全員に十分な成果が達成されたとは言えない部分もある。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学は、行学一体の理念のもと、学生が安心して教育研究、また宗教的な儀式を含む、寮の行事などの活動に専念できるように、今後も教職員が教育課程および学生支援に関する情報を十分に共有し、FDおよびSD活動を通して、高等教育機関として学生への教育を継続して行いかつ向上させていく。

本学では、少人数教育のために、宗教的な日課や行事の実施を中心に据えているので、建学の精神による特色は十分な教育が実施できているといえるであろう。しかし反面、学生それぞれ個人の資質による到達度の差が生じ、十分でないことが明らかになってきた。具体的には学生により、卒業後の進路の違いや、年齢層の違い、また寮生、通学生による学校滞在時間の差による学習目標の到達度の違いである。

その問題を解決するために、担当教員の各学生個人の希望や、現在抱えている問題を十分に把握すること、そのため各教員研究室によるゼミの実施、また個別相談の時間を定期的に確保する、また学長との面談などの実施が挙げられる。

また宗教的な実践は、やはり個別の指導が必要なことも多く、学生間の学び合いや、その際に生ずる問題などにも、十分配慮していかなくてはならない。授業以外の日常生活における生活指導も、ある程度必要である一方、寮生活では共同生活であるため、過度の教員による指導にならぬように、プライバシーへの配慮も課題である。

特に現在、教員の男女比率は圧倒的に女性教員が少なく、女子寮や女子学生に対する学生支援を考えると女性教員の採用や、女性職員による補助なども今後の課題である。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

7 令和3年度『学生便覧/シラバス』

提出資料-規程集

- 4 業務分掌規程
- 12 学校法人正眼短期大学 就業規則
- 23 正眼短期大学 教員任免規則
- 24 教員の服務に関する規程
- 29 教員選考基準
- 30 非常勤講師選考基準
- 40 S D委員会規程

備付資料

- 23 教員個人調書
- 24 教育研究業績書
- 25 非常勤教員一覧表
- 26 専任教員の年齢構成表
- 27 『正眼短期大学研究紀要』第8号・第9号
- 29 F D活動の記録一式（教務委員会議事録、学生委員会議事録、入学試験委員会議事録等）
- 30 教職員連絡会議議事録、研修会参加記録
- 43 ウェブサイト「教員紹介」<http://www.shogen.ac.jp/publics/index/56/>
「教育情報の公表」（5. 教育研究上の情報）
<http://www.shogen.ac.jp/publics/index/86/>

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

教員組織は学校教育法 92 条に基づき、「正眼短期大学 教員任免規則」（提出-規程集-23）において定められている。

令和 4 年度の専任教員では、退職者 1 名の補充が調わず、短期大学設置基準に定める必要人数 7 人を充足できなかったが、現在、募集を行っている。「設置基準が定める教員数」のとおり配置されていない。教員配置は、教育課程編成・実施の方針（CP）に基づき、文部科学省の教職課程基準でもあるので、早急に適任者の採用を行いたい。

設置基準が定める教員数

令和 4 年 5 月 1 日現在

	正眼短期大学 禅・人間学科 専任教員数					設置基準で定める 教員数			助手	非常 勤講 師	備 考
	教授	准教授	講師	助教	計	イ	ロ	ハ			
男	3	1	1	0	5	5			0	8	学長 1 人 を含む
女	0	0	1	0	1				0	0	
(小計)	3	1	2	0	6	5			0	8	
ロ							2	3			
合計	3	1	2	0	6	7		3	0		

イ 学科の種類に応じて定める教員数

ロ 入学定員に応じて定める教員数

ハ その内、教授数

専任教員の職位は「正眼短期大学 教員任免規則」（提出-規程集-23）に基準等を定めており、業績等を勘案し適切に認定しており、下記の表のとおりとなっている。

「教員個人調書」（備付-23）「教育研究業績書」（備付-24）「専任教員の年齢構成表」（備付-26）のとおり短期大学設置基準の規定を充足している。専任教員の教育実績、研究業績等は本学ホームページにて公表している（備付-43）。

令和2年度～令和4年度の専任教員の教育実績（持ちコマ数）

教員名	職名	学 位	備 考			
			R2	R3	R4	
山川宗玄	教授	理工学士	2	2	2	学長 臨済宗僧侶(師家)
今村敬子	教授	社会学修 士	3.5	-	-	専務理事 令和2年度退職
鈴木重喜	教授	文学修士	3.5	4	4	教務部長 専務理事
宇佐美之 規	教授	人間科学 修士	4	5	5	浄土真宗僧侶
池田丈明	准教授	文学修士	4	4	4	臨済宗僧侶
水野和彦	講師	地域科学 修士	4.5	4	4	臨済宗僧侶
フォルス アタレ	講師	音楽修士	3	3	3	臨済宗僧侶

本学は、教育課程編成・実施の方針(CP)に基づいてカリキュラムが構成され、必要な科目担当者を決定している。令和3年度『学生便覧/シラバス』(提出-7)のカリキュラム担当表に示した通り、専任教員と非常勤教員を配置している。

非常勤教員の採用は、「非常勤講師選考基準」(提出-規程集-30)に基づいて行われている。禅・人間学科の特性を生かすため、非常勤講師の採用も学位、研究業績、その他の経歴等の規程に則り採用および職位の決定を行っている。

なお、禅・人間学科という学科の特性として、仏教や禅宗の専門科目や禅文化教養科目について、その道を究めた大家である専門家(書道は書道家、茶道は茶道家、華道は華道家、陶芸は陶芸家、仏教関係科目はその科目に適した仏教の専門家など)を招致して開講している。「非常勤教員一覧表」(備付-25)のとおり。

専任教員数と非常勤教員数

令和4年5月1日現在

	男	女	計	備 考
専任教員	5	1	6	学長1人(男)
非常勤教員	8	0	8	
計	13	1	14	

非常勤教員の年齢・職位・性別・担当授業科目

令和4年5月1日現在

	氏名	年齢	職位	性別	担当授業科目	備考
1	松原一哲	57	非常勤	男	陶芸	陶芸家
2	加藤舞心	65	非常勤	男	筆禅道	書道家 筆禅道教授
3	辻 栄治	70	非常勤	男	茶道a、華道b	茶道裏千家教授 華道日本生花司松月堂古流教授
4	野崎康弘	71	非常勤	男	和の養生学	薬剤師 針灸師 他大学非常勤講師
5	青井有信	57	非常勤	男	坐禅	臨済宗僧侶
6	松久宗心	73	非常勤	男	布教学	高等布教師 臨済宗僧侶
7	桐野祥陽	44	非常勤	男	漢文の基礎	臨済宗僧侶 花園大学非常勤講師
8	土岐邦彦	68	非常勤	男	仏教心理カウンセリング	岐阜大学名誉教授 臨済宗僧侶

本学は、補助教員等の規定を定めていないが、「坐禅」「作務」「仏教福祉」においては、授業担当教員以外の専任教員や非常勤教員や職員を補助として配置している。これは、本学の建学の精神を具現化した科目に対して、全学一致（学生と教職員が一致）して取り組む教育方針があるためであり、学生に対する教育上の効果もある。

本学の教員の採用・昇任は、「正眼短期大学 教員任免規則」（提出-規程集-23）「教員選考基準」（提出-規程集-29）等を整備し、その方針を明確にし、これらの規程に基づいて、適切に実施している。

教育職員の採用は、教務委員会で教育課程等を鑑みて教員採用の必要性を審議し、教授会の議を経て公募を開始する。候補者は教授会での資格審査を諮った後、理事会の議を経て、理事長が採否を決定し、辞令を交付する。なお教授会が行う教員の資格審査は短期大学設置基準の「第七章 教員の資格」に掲げられる基準に準ずる者である。

本学の教員の昇任は、教授会において資格審査を諮った後、理事会の議を経て、理事長が決定する。昇任の判断基準は、研究上、教授上の業績と教育歴となっている。「正眼短期大学 教員任免規則」（提出-規程集-23）のとおり。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員の研究活動については学科の教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて行われ成果をあげている。毎年研究業績の報告を求め、本学ホームページで公表している。

専任教員の研究活動に関しては、「教員の服務に関する規程」（提出-規程集 18-24）を整備している。

専任教員の研究倫理を遵守するために、FD活動（教務委員会）で定期的に確認している（備付-29）。

専任教員の研究成果発表の機会を確保するために、『正眼短期大学研究紀要』（備付-27）を発行している。また専任教員は個々の所属学会等でも研究成果を発表している。

専任教員が研究を行うための研究室が整備されている。研究室はゼミナール等の学生の指導の場としても使用されている。研究室には事務机、椅子、書架が配置されている。本年度も科学研究費補助金、外部研究費等の獲得はなかったが、個人研究費として教授・准教授・講師とも年額10万円が支給されている。

専任教員は、毎週1日の研修日が設けられており、研究、研修等を行う時間は確保されている。とはいっても学生への学習・生活指導、あるいはその他の学務事務遂行のため、まとまった研究、研修時間が確保しにくくなっている。また研修日に校務など他の業務を当てざるを得ない状況も少なくない。このためか過去数年にわたって、専任教員による科学研究費補助金、外部研究費等の獲得はない。専任教員の十分な研究活動時間の確保のため、業務のスリム化や職員を増員（アルバイト等の非正規職員の採用）により専任教員の負担を軽減し、専任教員の研究体制をさらに充実させていくことが課題である。

専任教員の学会出張等に関する規定については、「学校法人正眼短期大学 就業規則」（提出-規程集-12）の「第六章 勤務」第29条第3項で定め、出張費、担当授業欠講（休講）に関しても定めている。

FD活動に関する規定を整備しており、定期的にFD活動（教務委員会）を実施し、

授業・教育方法の改善に取り組んでいる。毎年12月開催の非常勤講師との合同研修会（シラバス作成時の教務委員会。平成28年度から開催）では、画像、動画やパワーポイント等を使用した、学生が興味を持つような授業を専任教員・非常勤講師が共にできるように研修会を開き技術向上を図っている（備付-29）。

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するように教職員連絡会議、研修会等のSD活動に参加するなど教職員一体で活動し、授業方法の改善や教職員のスキル向上のために、全学で知識や問題意識の共有化、担当教員と教務部・学生部・図書館が連携を図り、学習成果を向上させるために連携している（備付-30）。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

事務組織の責任体制は、理事長のもと事務局長、事務部、総務部、教務部、学生部、図書館と責任を分担し、「学校法人正眼短期大学 業務分掌規程」（提出-規程集-4）において明確化している。理事長直轄組織として内部監査室を置き、短期大学事務局には、事務部、総務部、教務部、学生部、図書館を置いている。特に総務部、教務部、学生部については、教員を部長とし、教授会と事務組織との連携を図っている。

事務職員は専任職員4名（内令和4年3月31日現在、1名育児休暇中）・兼任職員2名と少数にもかかわらず、各々にて研鑽を積み事務を掌る専門的な職能を有する職員を配置している。

事務職員の能力や適性に合わせた職務を配置し、専門分野に必要な環境を整えている。

事務に関する規程は、事務を掌るものだけでなく、業務に関するものも含めて次の通り規程として整備している。

提出資料-規程集-1	学校法人正眼短期大学	寄附行為
提出資料-規程集-2	学校法人正眼短期大学	監事監査規則
提出資料-規程集-3	学校法人正眼短期大学	内部監査規則
提出資料-規程集-4	学校法人正眼短期大学	業務分掌規程
提出資料-規程集-5	学校法人正眼短期大学	経理規程

- 提出資料-規程集-6 学校法人正眼短期大学 資産運用規程
- 提出資料-規程集-7 学校法人正眼短期大学 固定資産及び物品管理規程
- 提出資料-規程集-8 学校法人正眼短期大学 文書保存規程
- 提出資料-規程集-9 学校法人正眼短期大学 公印取扱規程
- 提出資料-規程集-10 学校法人正眼短期大学 学生個人情報保護規則
- 提出資料-規程集-11 学校法人正眼短期大学 情報公開規定
- 提出資料-規程集-12 学校法人正眼短期大学 就業規則

各規程に従い事務処理を行っている。

事務所等に配置しているパソコン等の事務機器は次の表の通りで、文書処理、情報処理に必要なネットワークが構築されて、教職員1名につき1台のパソコンが整備されている。

令和2年度より平成26年度導入パソコンの順次入替を進めているが、令和3年度は入替を行わず、令和4年度に会計ソフトシステム・ホームページソフトの入替を予定している。

事務所（各事務部門が使用）

令和4年3月31日現在

事務機器名	台数	備考
パソコン	16台	成績管理システム2台・会計システム1台 ノートパソコン4台・事務用4台 各研究室5台
カラーレーザープリンター	1台	A3対応（ネットワーク接続）
インクジェットプリンター	3台	A2対応1台（ネットワーク接続） A3対応1台（ネットワーク接続） A4対応1台
カラーコピー機（複合機）	1台	A3対応（ネットワーク接続）
カラー印刷機（複合機）	1台	A3対応（ネットワーク接続）

サーバー室

サーバー	1台	データ共有用（ネットワーク接続）
オンライン授業用サーバー	1台	データ共有用（ネットワーク接続）

図書館

事務機器名	台数	備考
パソコン	7台	図書館システム用1台・学生用6台

インクジェットプリンター	1台	A4対応
モノクロレーザープリンター	1台	A4対応
カラーコピー機	1台	A3対応

この他に事務処理に必要なものが整備され、消耗品等は、必要に応じて物品購入許可願での購入ができ、事務部署に必要な情報機器、備品等を整備している。

SD活動については、SD委員会規程（提出-規程集-40）を整備し教育職員・事務職員の資質、専門能力の向上のために、毎週水曜日の教職員連絡会議、教務委員会、学生委員会等において、FD・SDを区別することなくFD・SDとして教職員一体で活動し、討議や意見交換を行い、全学で知識や問題意識を共有し教育研究活動等の支援を図っている。

また、各専門分野による外部講習会にも積極的に参加し、自己研鑽に努めているが、令和2年度から引き続きコロナ禍により各種研修会が中止となり参加が出来ない状況にあり、オンラインの配信等を活用し、できる限り参加をしている。知り得た情報等を、教職員連絡会議に於いて、各教職員が担当業務等をテーマに講師となり、発表や報告を行うことで教職員全体の意識向上、情報共有を図っている（備付-30）。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、教職員連絡会議で、その都度ごとに対応している。勤務時間内での業務処理を目指し、業務に対する責任感とスキルアップのため、業務の簡素化に取り組み、各自で職務管理に努めている。

また、各部署がそれぞれの業務内容を精査し、適切な組織構成および人員管理に向けて定期的に分析している。指摘事項を各々にて確認し合い事務局長の下、速やかに改善に努めている。

専任事務職員を教務部・学生部・図書館に配置し、学生の学習成果獲得の向上を図るため関係部署や教員と連携している。

また、小規模短期大学であり、事務局や他部の職員も学生の状況をよく把握しており、教職員連絡会議等で職員と教員との連携を密にし、学習成果を向上させることのできる体制を整えている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

専任教員及び事務職員の就業に関しては、「学校法人正眼短期大学就業規則」（提出-規程集-12）をはじめとして、法律改正や状況の変化に対応するために、常に見

直しや諸規程の追加制定及び改定を行い、『学校法人正眼短期大学諸規程集』（提出資料 18）を定期的に発行し、全教職員に配布し、周知徹底を図っている。また、全教職員がアクセス可能である校内サーバーに規程集を保存しており、理事会等で規程の新規制定または改定の承認があり次第、タイムラグなく誰もが内容を確認できるようにしている。勤怠管理は主にタイムカードを使用し管理しているが、36協定の合意に基づき厳格に運用を行っている。超過勤務を行う場合は、予め学長または事務局長に承認を受けたうえでやっている。また、国の働き方改革の方針に沿って、勤務パターンの選択の幅を増やすなど、教育研究に支障が及ばない範囲で教職員の働きやすい体制を整えている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学は設立当初より行学一体教育を実践して行っているため、専任教員に欠員が生じた場合、純粋な研究者ではなく実務経験の豊富な寺の住職・副住職を中心に採用を行っている。これは、本学が極めて小規模の短期大学であるため、専任教員が学生と日常的かつ頻繁にコミュニケーションを図ることを重視しており、学問的知識だけでなく、日常生活における生活習慣から指導を行うことが求められるからである。しかし、昨今僧籍を持つ資格者の減少が顕著であり、また、本業と兼務になることが避けられないため、通勤範囲が限られることから適任の専任教員の確保が課題となっている。

一方、事務職員については、他短大と比較しても極めて少なく、ほとんどの職員が兼務職となっている。経営状況から安易な増員は不可能であり、今後とも事務の省力化・効率化を図っていくと同時に、一人ひとりの処理能力のスキルアップを図ることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

- 5 学校法人正眼短期大学 経理規程
- 7 固定資産及び物品管理規程
- 10 学生個人情報保護規則
- 42 図書館運営委員会規程
- 43 図書館資料収集・管理規程
- 59 正眼短期大学防災計画

備付資料

31-1 全体図

- 31-2 施設配置図
- 31-3 構内図
- 32-1 図書館平面図
- 34-1 マルチメディア教室、コンピュータ配置図
- 34-2 行事写真

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

令和3年5月1日現在、本学の校地面積は144,633.00㎡、校舎面積は3,941.62㎡、運動場の面積は8,463㎡で、短期大学設置基準の規定を充足している（備付-31-1）。

本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパス立地であり、佛心棟1階から松隠寮（男子寮）3階までの高低差は大きく、バリアフリーの観点からはほど遠く、障がい者の受け入れのための施設の整備は必ずしも充分ではなかったが、平成27年9月に耐震改修が完了した図書館および平成28年3月に落成した光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）にはエレベーター・多目的用トイレ（障がい者用トイレ）、出入り口の階段横には段差のないスロープを設置したことで、新設した建物はスロープ・エレベーターを利用して移動できるようになった。既存の建物の梅熟教室棟（1F女子寮）、松隠寮（男

子寮)、佛心棟はエレベーターがなく、バリアフリー化は不十分であるが、現在出来る範囲で障がい者対応にも務めている。

講義室、演習室、実験・実習室に関しては、禅・人間学科の教育課程編成・実施のカリキュラムを運用するうえで、十分に整備できている。

通信による教育を行う学科は、本学の建学の精神である「行学一体」の理念に適していないため開設されていない。

授業を行うための機器・備品の整備に関しては、203 講義室・図書館 2 階ラーニングコモンズに、備付プロジェクター、スクリーンが整備してあり、ノートパソコンを使用し各教員が工夫を凝らした授業を行える環境を整えている。また、備付スクリーンや移動式スクリーン、電子黒板、プロジェクター、ノートパソコン、ビデオカメラを使用しオンライン授業を行うための十分な整備がされている。この他に、貸出用ビデオカメラ、デジタルカメラ、タブレット等が使用できるようになっている。

実験実習室には茶道教室 2 室、陶芸教室 1 室、彫仏教室 1 室、禅文化教室（書道・華道）1 室、誠心道場（全面畳の教室 ヨガ・太極拳等）1 室、精進料理教室 1 室があり、それぞれ用途に合わせた機器・備品（茶道教室では電気炉、陶芸教室では電気ろくろ・電気窯、彫仏教室では専用作業台等）を備えている。この他に陶芸作品用の薪窯も整備している。また、図書館には、学生用パソコン 6 台、プリンター 1 台を設置している（備付-34-1）。

佛心棟 2 階の講堂では、ステージ上のスクリーンを利用し卒業論文発表会や、本学の特色である仏教行事の降誕会、成道会、涅槃会を学生主体に行っている。（備付-34-2）。

図書館の面積は 468.64 m²（備付-32-1）、図書館の蔵書数は令和 4 年 3 月現在 28,742 冊（うち洋書 125 冊）、学術雑誌 13 数種、視聴覚資料数は 495 点、座席数は閲覧席、雑誌コーナー、学習席あわせて 21 席、テラス席 14 席である。

図書館にはインターネット接続のパソコン 7 台を設置している。本学の収容定員 50 名からすれば十分で、本学の学生、教職員のほか、一般の学外者にも開放している。平成 27 年度に導入した蔵書管理検索システムを令和 2 年 8 月に新システムに交換した。

購入図書を選定システムについては、図書館運営委員会規程（提出-規程集-42）、図書館資料収集・管理規程（提出-規程集-43）に基づき、出版社や研究機関等による推薦図書や新刊情報などを参考にし、本学の教育に必要な専門書等を選定し資料の充実を図っている。

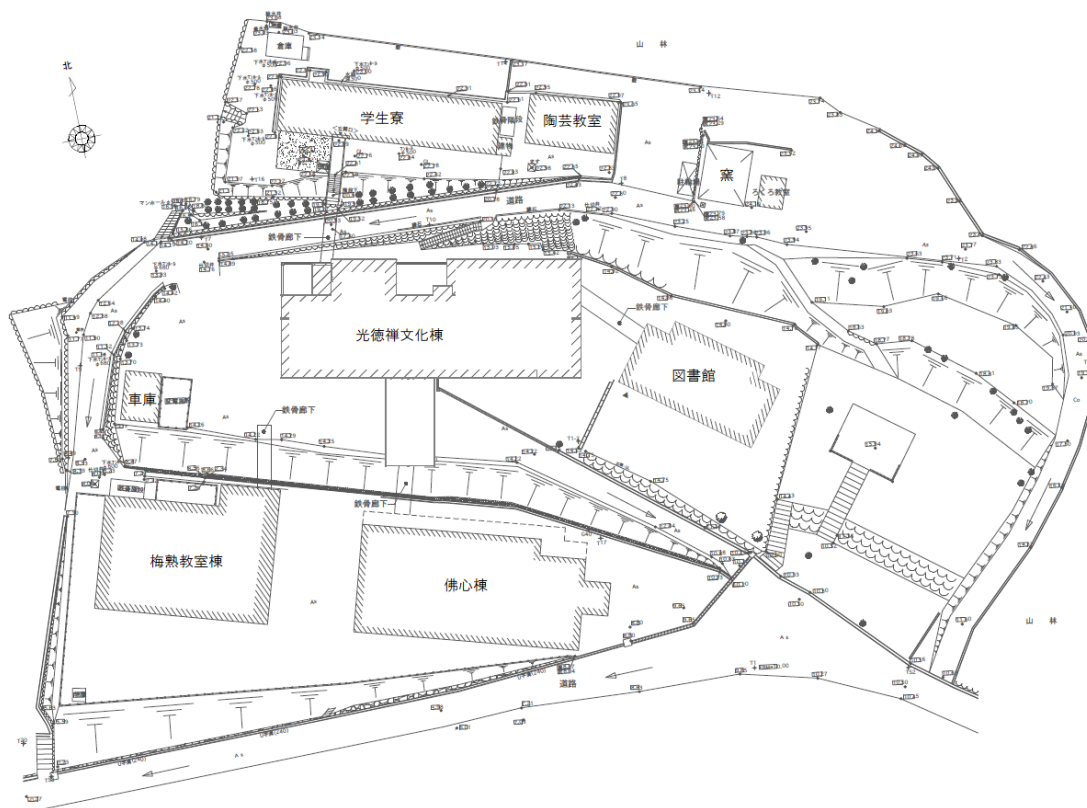
また、学生や教職員のリクエストを受け付け、図書館の利用促進につなげている。

廃棄システムについても、図書館運営委員会規程、図書館資料収集・管理規程に基づき処理をしている（提出-規程集-42、43）。

図書館とは別に、梅熟教室棟の 203・204 教室の空きスペースを利用し、寄贈された蔵書等を自由に閲覧できる文庫を設置し関連図書を整備している。

旧禅堂として利用していた体育館は 354.32 m²で適切な面積を有し、授業や課外活動で有用に活用されている。

正眼短期大学全体図



校地の面積 (㎡)

	所在地	現有面積 (㎡)
校舎敷地	岐阜県美濃加茂市伊深町 876-10	7,125
運動場		8,463
その他校地		126,790
寄宿舍敷地		2,255
計		144,633

校舎の面積 (㎡)

令和3年5月1日現在

校舎名称	延床面積 (㎡)	主要用途
光徳禅文化棟	939.52	禅文化教室、茶道室、禅堂、道場、保健室他
梅熟教室棟	1,324.38	教室、体育館
佛心棟	1,098.85	事務室、会議室、研究室、講堂
逸外記念図書館	468.64	閲覧室、開架書庫、閉架書庫、 ラーニングcommons
その他校舎	110.23	陶芸教室
計	3,941.62	

基準面積と現有面積（基準面積に算入できる）の比較表（㎡）

学 科	収容 定員	校舎（㎡）			校地（㎡）		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
禅・ 人間 学科	50 人	1,600.00	3,941.62	2,341.62	500.00	144,633.00	144,133.00

校地面積は 144,633.00 ㎡、校舎面積は 3,410.87 ㎡で、いずれも短期大学設置基準を大幅に上回り充足している。

運動場の面積は 8,463 ㎡で、本学の収容定員 50 名からすれば十分な面積を有し、授業や課外活動で有用に活用されている。

校地等（㎡）

	区分	面積（㎡）	基準面積（㎡）	学生一人当たりの面積（㎡）	備考
校 地 等	校舎敷地	7,125.00	500	311.76	
	運動場用地	8,463.00			
	小計	15,588.00			
	その他	129,045.00			寄宿舍 山林（自然公園）
	計	144,633.00			

専任教員研究室 5 室

校舎の面積は 3,941.62 ㎡で、短期大学設置基準の規定を充足している。

平成 27 年 9 月に完成した図書館および平成 28 年 3 月に落成した光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）にはエレベーター・障がい者用トイレ（多目的トイレ）、出入り口の階段横には段差のないスロープを設置している。

講義室、演習室、実験・実習室に関しては、禅・人間学科の教育課程編成・実施の方針（CP）に基づいて、次表のとおり十分に整備している。また授業の特性上、「作務」等の授業は、屋外で実施する場合もある。

教室等（室）

令和 4 年 5 月 1 日現在

講義室	実験実習室	演習室
4	8	2

講義室： 201、202、203 と 204、禅文化教室（実習室兼用）

実験実習室： 茶道教室、陶芸教室、彫仏教室、禅文化教室、誠心道場、茶道大教室（食堂）

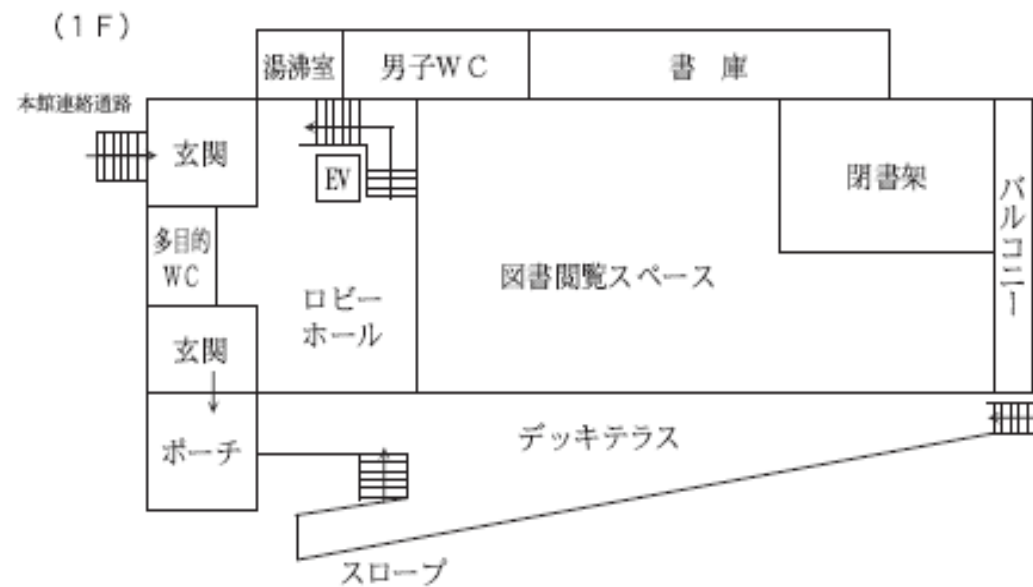
精進料理教室、禅堂

演習室： ゼミ室、ラーニングcommons

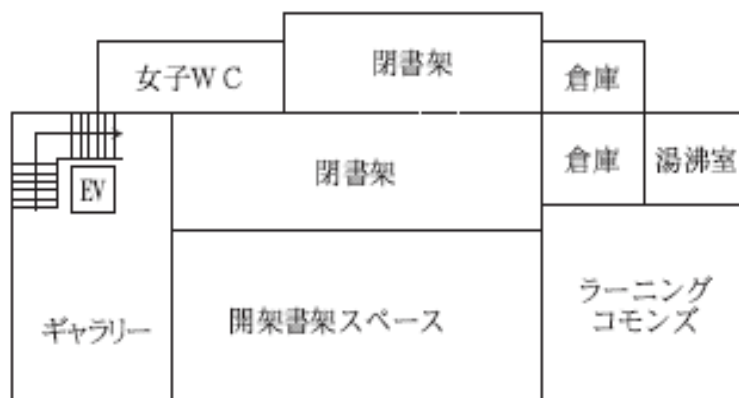
図書館施設の規模 逸外記念図書館（2階建て） 昭和55年11月27日竣工、平成27年9月改修

図書館	延床面積 (㎡)	閲覧席数 (席)	収容可能冊数 (冊)
	468.64	22	30,000

図書館（逸外記念館 H27年10月耐震改修竣工）



(2F)



[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産管理、消耗品及び貯蔵品管理については、「学校法人正眼短期大学 経理規程」（提出-規程集-5）、「固定資産及び物品管理規程」（提出-規程集-7）を整備している。固定資産管理システムのソフトを導入し、固定資産を管理している。

施設設備の維持管理に関して、不具合があれば学内にて検討をし、業者に依頼している。物品の維持管理は、短大事務局で管理している。

火災・地震対策に関しては、「正眼短期大学防災計画」（提出-規程集-59）を定め、地震対策では耐震診断を実施し、松隠寮（男子寮）は耐震補強工事を実施した。また図書館は平成 27 年 9 月に耐震改修工事を完了、旧本館棟は耐震基準を満たしていないため取り壊し光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）として新築工事を平成 28 年 3 月に完了し、地震対策を実施している。また災害時には、防災井戸と自家発電装置で飲料水を確保し、地域の避難所として活用する。

毎年 2 回全教職員と全学生参加による防火・防災・避難訓練で、消火器等の操作方法の確認と避難場所への誘導等を実施する。昨年度はコロナ禍により避難訓練は実施しなかったが、今年度は 2 回実施した。また、佛心棟には A E D を設置し緊急時に対応できるよう備えている。

防犯対策には特別な規程が整備されていないが、事務局のある佛心棟及び食堂（じきどう）のある光徳禅文化棟では、警備会社（セコム）による監視システムにより防犯・火災等の安全を確保している。点検では、各専門業者による定期点検・整備を実施している。防災庫の非常用品は事務局で点検・整備を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策に関しては、「学生個人情報保護規則」（提出-規程集-10）、で利用制限・閲覧・持ち出し等の規制を設けている。セキュリティ対策ソフト及び学内の各パソコン、事務局を始めとする各部署のデータ管理をサーバーにて一括管理を実施し、学外への持ち出しを禁止し、データ漏洩対策に努めている。

また、令和 2 年度にはオンライン授業用にサーバーを 1 台増設しセキュリティ対策を強化している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮は、冷暖房の温度設定（冷房 28℃、暖房 20℃）等節電に努めている。教職員には S D を通じて協力を依頼しており、学生には学内における掲示にて周知し、省エネ意識の向上を目指している。この他に、

デマンド監視装置（契約以上の電気使用量に達したときにブザーが鳴る装置）を導入、LED照明への更新を順次行う等、電気使用量の抑制に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学は山の南面の傾斜を利用したキャンパスとなっているので平地が少なく、佛心棟 1 階から松隠寮（男子寮 3 階）までの高低差は大きく、車椅子での移動などは、バリアフリーの観点から見れば、障がい者及び高齢者に対する対応としては遅れている。平成 27 年 9 月に図書館の耐震改修工事が完成し、平成 28 年 3 月には本館棟の耐震化建替工事による光徳禅文化棟（地域連携生涯学習施設）が完成した。それらの建物には、障がい者用トイレ（多目的トイレ）、出入り口の階段横に段差のないスロープを設置し、エレベーターも完備したが、学内全体のバリアフリー化が課題である。

また、梅熟教室棟（女子寮 1F）、松隠寮（男子寮）、佛心棟の老朽化による修繕を行う必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

31-2 施設配置図

33 正眼短期大学 LAN 配置図

34-1 図書館、梅熟棟 2F 設備配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針（C P）に基づいて、必要な教室、演習室、実習室を整備している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の感染拡大によりオンライン授業が必要となり、新たに専用のサーバー一式、ノートパソコン、34 型液晶ディスプレイ、ネットワークカメラ、デジタル4 Kビデオカメラ、書画カメラ、プロジェクター付電子黒板、i P a d 20 台の設備を整えた。他に梅熟棟 203・204 教室と図書館2階のラーニングコモンズには 150 インチのスクリーンとプロジェクターが設置してある。その他に移動式プロジェクター3台があるために卒業実践研究の発表会や演習教室での授業で使用できるよう整えている。

また、図書館1階・2階に学生用パソコン6台とプリンター1台を設置し、学生が卒論の作成等に自由に利用できるようにしている。各教員は教室のパソコンやマルチメディア機器を活用し授業を行うことが可能である（備付-34-1）。

本学の建学の精神である「行学一体」の行として食道（じきどう）にて粥座（しゆくぎ）・斎座（さいぎ）・薬石（やくせき）を随飯として提供できるよう整備している。僧堂に近い作法を習得出来るようになっている。しかし、令和2年度からは、食堂専用職員の退職に伴い本学にて調理提供が出来ないので、外部委託をして同様な作法で食事が出来るよう整備している。

本学は臨済宗妙心寺派の正眼寺を母体とするため、特殊なカリキュラムを行う特別教室を整備している。食事の作法を学ぶ食堂（じきどう）、坐禅をする禅堂、精進料理法を学ぶ調理室、裏千家監修の茶道室「関庵」、禅の作法を学ぶ礼法室、ヨガ・太極拳を学ぶ誠心道場、他に陶芸用窯焚（多聞窯）の特別教室がある（備付-31-2）。

学生に対する情報技術の向上に関するトレーニングは実施していないが、高齢学生の増加により初心者向けの指導などは教職員にて行っている。その為に教職員は日々の操作による学習や知識のある教職員による指導などで、個々の能力向上を目指し技術や知識の拡充を図っている。教職員にて対応が困難な場合は外部委託先に連絡し対応を行っている。

技術的資源の分配については、学生数や教職員数に応じて適宜見直し活用している。

学内パソコンの一括管理として光徳禅文化棟のサーバー室に設置されているサーバーに於いてウイルス対策のセキュリティを強化してある。平成29年から、さらなる強化対策としてランサムウェア被害拡大防止用新規ウイルスセキュリティ機器UTMの導入を行った。令和4年度には更新を行う予定である。

維持、整備に関しては学内に専門部門がないため、外部機関に委託し、計画的に維持管理、整備を行っている。成績管理に於いては、教務システムにて管理を行い、学生支援に努めている。

また、外部への個人情報流出を防ぐために、教務等の事務システムは学内ネットワークに接続せず、独自のLANを構築している。学内LANに関しては、学生が使用するパソコンは、すべてネットワークに接続され、また学内の無線LAN（Wi-Fi）（備付-33）も整備し、個人のノートパソコンやタブレット端末の使用などの利便性を

図り整備されている。

教員は、学内施設のプロジェクター等を活用して授業を行っている。令和3年度入学の留学生に対してはコロナ禍により来日が出来ないので、オンラインを活用した授業を実施した。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学内無線LAN(Wi-Fi)については校舎、寮内全域に於いてインターネットを利用することが出来る。しかし、家庭用無線LANルーターを随時設置し増設を行っているために、接続可能なデバイス数を超過し通信の遅延や停止という不具合が生じている。学内全体のWi-Fi工事についての見直しが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

令和2年度からオンライン授業対策として学生貸出用タブレットを整備したが、令和2年度、3年度と学生、教職員の中から新型コロナ陽性者は出ず、全ての授業を対面で実施することができた。

「行学一体」の建学の精神から実践的な学びにおいて、オンライン授業は難しい部分もあるが、非常事態に対処出来るよう対策を行った。

令和3年度入学のインドネシアからの留学生については、コロナ禍により入学試験をオンラインで実施、その後、入国困難により、本人の希望科目を対面式と並行してオンラインにて配信を行った。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 11 平成31年度計算書類
- 12 令和2年度計算書類
- 13 令和3年度計算書類
- 10 [書式1] 活動区分資金収支計算書
[書式2] 事業活動収支計算書の概要
[書式3] 貸借対照表の概要
[書式4] 財務状況調べ

提出資料-規程集

- 5 学校法人正眼短期大学 経理規定
- 6 学校法人正眼短期大学 資産運用規程
- 7 学校法人正眼短期大学 固定資産及び物品管理規程
- 55 修学支援(学納金減免等)に関する規程

備付資料

- 35 寄付金協力をお願い
- 36 財産目録
- 37 令和3年度計算書類
- 13 オープンキャンパス、セミナー日程表

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

令和3年度における日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状

態の区分は「B0」となりイエローゾーンの予備的段階に位置している。

平成31年度から令和3年度までの過去3年間の本学の資金収支差額は令和2年度のみ2,492千円の支出超過となっている。オンライン授業用機器の整備による経費を支出したための支出超過となった。平成31年度は541千円、令和3年度は11,890千円の収入超過となった。

事業活動収支に関しては、基本金組入前当年度収支差額が、平成31年度△28,716千円、令和2年度△16,939千円、令和3年度△21,292千円と3年連続支出超過となっている。入学者減少による学生生徒納付金が減少したことや、寄付金収入、補助金収入の増減等によるものである。また、多額の減価償却額を計上していることも影響している。

貸借対照表の状況については、表Iの通り、純資産構成比率、流動比率は高い水準となっている。積立率については100%には、ほど遠い値となっているので改善の必要がある（提出-11~13）。

表 I 貸借対照表比率

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
純資産構成比率	86.4%	87.0%	87.1%
流動比率	608.6%	741.7%	739.1%
積立率	25.2%	23.3%	24.0%

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係については、本学は単科の学校であり、事業活動収支は3年連続の支出超過となっており、決して安定した財務状況とはいえないが、教育活動資金収支差額は年々黒字幅が増えている。経常収支差額が残念ながら、平成31年度~令和3年度と3年間マイナスになっている。財政は厳しい状況となっているが、本学の強みである寄付金募集の強化に努め、定員の確保を行えば十分に存続は可能である。

退職給与引当金については、期末要支給額の100%を基に私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額繰入れ調整額を加減した額を毎年度計上している。

資産運用規定に関しては整備されており、信用取引、貸借取引及び先物取引も行っていない（提出-規程集-6）。

教育研究経費は表IIの通り経常収入の68.4%と20%を大幅に超えている。学生数減少による学納金収入、補助金収入の減少、減価償却額の増加により高い比率となった。

表Ⅱ 事業活動収支比率

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常収入	75,050	79,897	74,181
教育研究経費	51,371	52,356	50,756
比率	68.4%	65.5%	68.4%
管理経費	9,670	7,290	8,058
比率	12.9%	9.1%	10.9%
人件費	42,280	39,612	36,271
比率	56.3%	49.6%	48.9%

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての配分は 27 年、28 年と大規模な施設設備を行ったことから、平成 31 年度は 732 千円と少額となったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染対策からオンライン授業用機材を購入したために、9,032 千円となり、令和 3 年度は 532 千円と少額になっている。各部門の要望を聞き、安全性を重視し適正に資金配分を行い運用している。図書費は専門書が揃っているために 205 千円と少額になっているが、学生や教職員の要望を聞き配慮している。本学の状況からすれば十分な資金配分である。

公認会計士の監査意見に対しては毎月の監査業務の都度、事務局長と意見交換を行い適切に対応している。

寄付金の募集は毎年 7 月から臨済宗の宗門寺院及び、校友会などに対し「教育研究に要する経常的経費支援」として幅広く募集を行っている（備付-35）。

本学では学校債の発行は行っていない。

入学定員充足率、収容定員充足率は表Ⅲの通り少子高齢化に伴い、18 才人口の減少により入学者数の減少が続き、平成 31 年の入学定員充足率は 50%を下回った。令和 2 年度の入学定員充足率は 72%と回復傾向にあったが、令和 3 年度には 36%となった。収容定員充足率は 100%には満たなく大変厳しい状況下にある。長期履修学生の在籍により入学定員充足率の減少率は少ない。

表Ⅲ 入学定員充足率、収容定員充足率

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
収容定員	50 人	50 人	50 人
入学者数	11	18	9

入学定員充足率	44%	72%	36%
在籍者数	39人	44人	43人
収容定員充足率	78%	88%	86%

収容定員充足率に相応した財務体質は健全に維持出来ているといえる。学生数の増減が経常収入に影響するため、表Ⅱの通り、人件費比率が平成31年度56.3%、令和2年度49.6%、令和3年度48.9%となっている。教育研究経費比率は、平成31年度68.4%、令和2年度65.5%、令和3年度68.4%と高い値となっている。管理経費比率では平成31年度12.9%、令和2年度9.1%、令和3年度10.9%と経費削減に努め、現状では収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。しかし、これ以上の削減は行えず、定員充足に向けて、引き続き学生募集を強化し、寄付金収入等の外部資金収入の確保に努め、教職員一丸となって取り組む所存である。

中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算は大学評議会・教授会の意向を集約し、3月の評議員会・理事会にて承認され決定している。

決定した事業計画と予算は小規模短大の特性を生かし、誰もが共有をしている。

年度予算の執行にあたっては、毎月ごとに資金収支累計表にて会計担当者が確認し、事務局長より理事長に報告する体制をとっている。

日常的な出納業務は、正眼短期大学 経理規定により円滑に実施している（提出-規程集-5）。

資産及び資金の管理と運用に関しては、固定資産及び物品管理規定により固定資産台帳、現預金出納帳などにて適正に管理している。（提出-規程集-7）

月次試算表は、毎月末終了後に会計担当者が速やかに作成し、事務局長より理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学の将来像に関しては、少子化による短大を取り巻く厳しい状況の中で、本学の特色ある教育方針を掲げ多種多様な学生へのきめ細かい教育、充実した学生生活の提供、教職員一丸となったサポート体制を充実させ、社会の変化を捉え、多様な人々の修学ニーズに応じて行く。しかし、少子高齢化により 18 歳人口の減少が否めないため、毎年の課題である、学生募集を強化し、100%の定員充足率を図らなければならないことが明確になっている。

本学の強みとしては、少人数制の特質を生かし教職員と学生がより身近に接することができ、情報共有が可能となり問題解決が速やかに行える。弱みとしては仏教、特に臨済禅を標榜する唯一の短期大学で、「行学一体」を掲げ、行（実践）と学（学問）の両輪による教育が特色であるが、その宗門や寺院色が強いために、一般人に対して敷居が高く門戸が開かれていないといった誤解で入学が敬遠されていることがあるので、本学の特色を幅広く周知し、より強固たる学生募集活動を行い、定員充足率 100%を目指す。

学生募集対策として、秋学期入学を実施し、シニア世代及び留学生等の選択の幅を広げている。定期的に公開講座美濃加茂（学長による講演）とオープンキャンパスを行い、オープンキャンパス参加者は無料にて講座受講が出来る。他に毎日オープンとして月曜から金曜の 9:00～17:00 までオープンキャンパスを行い広報活動に努めている（備付-13）。

学納金計画に関しては、長期履修学生（3.4 年間）による学納金収入が、定員充足率 100%でも減少傾向にある。経済困窮者に対しては、奨学金制度を充実させ、負担を軽減することにより、事情ある学生も教育を受けられるようにしている（提出-規程集-55）。

そのためにも、外部資金の獲得が必要である。毎年 2 千万円を目標に掲げ、宗門・校友会等、広く寄付金募集を行っている（備付-35）。

人事計画に関しては、必要最低限の教職員の配置をしており、定員 50 人に見合った人員と判断できる。

施設設備の将来計画は、平成 28 年の工事終了後の大きな施設設備は行わないが、修繕工事は随時行う予定である。

外部資金の獲得計画に関しては、寄付金事業が財政に大きく影響するため、今後も計画的に寄付金募集を行っていく。

遊休資産の処分等の計画については、処分するほどの遊休資産はない。

短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理に関しては、禅・人間学科の1学科のみの単科短大で、基準Ⅲ-D-1（表Ⅲ）で述べた通り定員充足率80%台で推移しているため、100%に近づける必要がある。

またそれに見合う経費（人件費・施設設備費）に関しては、表Ⅳの通りで、経常収入に占める人件費比率は48.9%だが、高い水準とはいえない。必要経費全体に占める人件費割合は17.6%と低くなっている。

施設設備費の割合は0.3%と過去3年間に比べ低い水準となっている。令和3年度はパソコンの入替を予定していたが、コロナ禍によりサーモグラフィカメラセット購入に変更したために低くなった。今後は平成26年に導入したパソコンの随時入替を行う必要がある。

表Ⅳ 経費（人件費、施設設備費）の%に関して (単位：千円)

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
資金収支計	229,051	209,649	207,901	202,751	204,021
人件費	47,591	48,618	42,280	38,871	35,907
全体に占める%	20.8%	23.2%	20.3%	19.2%	17.6%
施設設備費	1,157	3,196	732	9,290	532
全体に占める%	0.5%	1.5%	0.4%	4.6%	0.3%

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関しては、令和3年6月1日現在、理事8人中2人、評議員19人中4人が本学教職員より選任され、本学の経営情報を理解している。また経営情報等は教職員連絡会議においても事務局長より3ヶ月ごとに報告されており、この他にホームページでも財務情報および事業報告書を記載している。ゆえに、常に危機意識を持ち、各自が経費削減に努めるなどして業務に当たっているため、十分共有できている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

毎年の課題として少子高齢化が進み18歳人口の減少による学生確保が重要となるが、本学は社会人学生の割合が多いため、幅広い学生層に対する募集活動を行っていく必要がある。IT化が進む中、高齢者に対する広報活動等、限られた予算の中でどのように募集対策を進めていくかが課題となる。

また、本学の特色である「行学一体」の教育理念を幅広く周知するための広報活動に学内一丸となって取り組む必要がある。

現下の短期大学経営をめぐる厳しい社会事情等により、長期的に寄付金獲得の体制作りが必要となる。正規学生数・寮生の減少、長期履修学生（社会人・シニア）の増加による学生生徒納付金等の経常収入低下を防ぐために、学生募集対策を強化し、定員充足率 100%を目指し、財政の健全化を図ることが課題である。

平成 27 年度よりの課題である第 3 号基本金を早急に積み立てる必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

本学は全寮制を基本としているが、長期履修学生や近隣学生の増加により寮生の減少が顕著である。「行学一体」の教育理念からすると寮生活も教育に必要であり、通学生の中には早朝 5 時 40 分開始の朝課から参加をする学生もおり、直接的には収入の減少になるが、質の良い教育を提供し定員充足に繋がるよう努力している。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

業務を外部委託し、人員を増員するなど教職員の負担軽減を目指し努力している。令和 3 年度には正規職員を 1 名増員し教職員の負担を軽減した。

図書館の重複本の整備は、閉架へ移動した。

学内全体のバリアフリー化に関しては、平成 27 年度に一連の工事が完了しエレベーター、多目的トイレ、スロープ等の設備が整った。しかし、学内全体のバリアフリー化は難しく既存の施設にて対応を行っていく。

財政の健全化については、平成 27 年・28 年の 2 年間で寄付金の目標額を 2 億円に設定していたが、実際は 3 億 250 万円の寄付が集まった。以降の目標額を毎年 2 千万円に設定し努力を行っているが、健全化には至っていない状況である。

少子化による学生数の減少に伴う学生募集対策については、広報活動の見直し、カリキュラムの充実等改善を行ってきたが、尚、一層の努力が必要である。定員充足率 100%が実現すれば財政の健全化も改善されると考える。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

Ⅲ-B の課題

学内全体のバリアフリー化については、立地条件から大変難しく、使用教室を限定し対象学生への利便性を配慮していく。

Ⅲ-C の課題

コロナ禍により対面授業が行えない状況になったとき、オンライン授業をスムーズに行えるように教職員、学生ともに技術の向上を目指す。

Ⅲ-D の課題

本学の特色である「行学一体」の教育理念を幅広く周知するための広報活動に学内一丸となって取り組み、更なる学生募集対策を強化し定員充足率 100%を目指し、財政の健全化を目指す。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料

17 理事会議事録

18 諸規程集

備付資料

38 理事長履歴書

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

学校法人正眼短期大学は、「行学一体」という建学の精神のもとに、個性的な教育目標を掲げ教育活動を展開している。

理事長は、臨濟宗妙心寺派の本山である京都妙心寺の奥の院と言われる正眼寺の第132代住職であり、同じく正眼僧堂第11代師家として、その存在感は極めて大きい（備付-38）。

また、本学主催で定期的に行われる一般人を対象にした禅セミナーには全国から多くの人に参加しており、さらにNHK教育テレビにも再三出演していることから全国的に知名度も高く、また個別には閣僚の政治家や著名なスポーツ指導者などがその指導を仰いでいるなど幅広い分野でその指導力を発揮している。

理事長は、学校法人の管理運営全般に強いリーダーシップを発揮し、理事会を学校法人の意思決定機関として運営している。また理事長は正眼短期大学の学長も兼ねているため、自らの講座を担当している他、学則変更（カリキュラム編成も含む）等の教学の面においても教授会との連携を図っている。学長としては、「行学一体」という建学の精神に基づいた教育研究の実践を自らも推進しており、短期大学としての教育の向上及び充実に向けて発展に寄与している。

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、意見を求めている。

理事長は、学校法人正眼短期大学『寄附行為』第6条の規定に基づき、本学校法人の業務を決し、理事会を年数回開催しているが、理事会は理事長が招集し、議長は理事長が務めている。また理事会は理事の職務の執行を監督している。

平成31年度に『寄附行為』を改正し、理事会の理事定員を本学の規模に合わせ15～22名から5～10名にスリム化した。これにより意思決定のスピード化が図れ、理事会の開催もより効率化が図られた。

理事会は、理事8名のうち6名が外部理事であり、ステークホルダーとしての役割も果たしていると考えており、この責任を果たしている。外部理事の多くは経験豊富な企業経営者であり、学外の様々な情報が入手され、本学の経営上の問題解決に貢献している。また、各理事とも学校運営に関する法的責任があることは十分に理解しており、責任をもってその運営にあたっている（提出-17）。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な学則、業務分掌規程、経理規程、固定資産及び物品管理規程、文書保存規程、公印取扱規程、学生個人情報保護規則、教員任免規則、教授会規程、各種委員会規程等を整備し「学校法人正眼短期大学規則・規程集」に記載し発行している（提出-18）。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事数の削減により理事会のスピード化、開催の機動力化を図ったものの、今年度はコロナ禍により文部科学省及び岐阜県知事からの要請もあり、書面での理事会開催となった。書面では意見交換、情報交換が十分にできず、やや形式的な開催となってしまった。オンラインの導入による開催の提案もあったが、『寄附行為』規程や設備面での問題、理事メンバーのシステムに対する不慣れもあって実現には至らなかった。今後はこうした不測の事態にも機動的に対応できるようオンライン開催の導入に向けて

の準備が課題である。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

18 規程集

31 学長選考規程

34 教授会規程

19 教授会議事録

備付資料

41 委員会等の議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、学長選考規程（提出-18-31）に基づき、理事会の議において選任される。本学において学長候補者は、「学長選考規程」第3条において「学長候補者は、人格が高潔で学識に優れ、大学教育の経験を有し、かつ、大学の運営に識見を有する者でなければならない。学長候補者は、本学の内外から選考することができるが、本学の建学精神をよく理解し、本学設立の趣旨を貫徹する人物でなければならない。したがって、本学設立の趣旨に徹し、学長候補者は正眼寺住職にある者を第一義とし、若しくはその者が理事長に推薦する者とする。」とあり、現在まで正眼寺住職である者を選任してきた。現状、理事長が学長を兼任しているので、理事会と連携を取りながら教学運営の最高責任者として日常的に教学運営の職務遂行に努め、自らも講座を担当するなど率先して強力なリーダーシップを発揮して校務をつかさどり、所属職員を統督している。また、学長は学則第50条および学生寮規則第6条にて学生に対する懲戒の手続きを定めており、教授会の意見を聞いて学長が懲戒を行っている。

教授会は、「教授会規程」（提出-規程集-34）第4条に基づいて毎月2回、水曜日午後に定例開催している。但し、教授会は学内事情により月1回の場合や、臨時教授会を含めて月3回になる場合もある。教授会では、当日審議する予定である議案の内容が事前に参加者全員に配布され、学長が議長となり、教授会構成員の協力を得て、「学則」や「教授会規程」に定められた審議事項等、本学の教育研究活動全般についての諸々の事項の決定を教授会に諮り議決を得ている。本学が小規模の短大であるため、そこでは学生個々の学習状況なども話し合わせ、学習成果の状況を把握し、より確かな学生の学習成果に繋げられるよう努めている。即ち、学長は学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与および自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で決定している。

教授会では、書記1名を置き、学長が委嘱する。書記は、議事録の作成その他の教授会の業務を担当する。議事録は、議長及び議長の指名する者2名が署名押印し、常にこれを事務所に備えて整備している（提出-19）。教授会は、三つの方針である「卒業認定・学位授与の方針」（DP）「教育課程編成・実施の方針」（CP）「入学者受け入れの方針」（AP）を基とし、その結果が学生の「学習成果」の獲得となり、「建学の精神」の具現化に繋がると認識している。

教授会の下に各種委員会（教務委員会（FD委員会）、学生委員会、自己点検・評価委員会等）を設置し、設置規程等に基づいて各種委員会を運営し審議している。その真偽を経て教授会で最終的に審議決定されている（備付-41）。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長が強いリーダーシップを発揮して本学を牽引している背景には、学長と専任教員、事務職員との間に信頼関係が築けていることが挙げられる。

教学に関する各種委員会は学長の諮問機関となっているが、本学が小規模短大であることから専任教員数が少なく、ほとんどの専任教員がこれら委員会の構成員に重複してなっており、業務上の負担が多くなっている。少人数であることは、意思決定のスピードが速く、情報の共有がスムーズに行われる利点もあるが、このことが、教学における教員の教育研究活動に影響を及ぼしていることはかねてより指摘されているところであり、十分認識しているところであるが、経営状況等の問題もあり、なかなか解決できない課題となっている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

日本国内に急速に拡大した新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の感染防止対策として、令和2年4月から5月にかけて、文科省及び岐阜県知事の要請により休校の措置を講じたが、地元に戻れない寮生に対し、学長が自らその期間中毎日講義を行うなど、外部との交流が一切遮断された状況下で寮生の不安払拭に注力した。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

備付資料

14 事業報告書

20 評議員会議事録

42 監事の監査状況

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、学校法人正眼短期大学『寄附行為』第13条の規定に基づき、学校法人の業

務及び財産の状況について、監査を実施している。また、理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について適宜意見を述べている。決算時の監査については、学校法人の業務、教育活動、財産の各状況及び学生募集活動の結果について学長及び事務局長から詳細な説明を受け、会計士からも財務内容について報告を受けている。さらに、文部科学省が主催する監事研修会にも毎年出席し、監事としての監査能力の向上、知識の習得に努めている。決算監査については、会計年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、学校法人正眼短期大学『寄附行為』第17条の規定に基づき、理事定数の2倍を超える数で構成しており、令和2年度の現員は19名（理事数8名）である。また、私立学校法の規定のとおり、評議員会は理事会の諮問機関としての機能を果たしており、あらかじめ評議員会の意見を聞く体制で運営をしている。また、理事会で承認された事項について評議員会で報告を行うなど、理事会と評議員会は常に情報共有を図っている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

教育情報は、学校教育法施行規則の規定に基づき、第三者が閲覧しやすいように本学ホームページに教育情報の公開についてのバナーを設けている。

私立学校法の規定に基づき、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書（提出-14）を作成し、監査報告書とともに法人事務局に備えて置き、利害関係人から請求があった場合には、これを閲覧に供することができるようにしている。また、学校法人正眼短期大学のホームページに財務情報を同時に公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

短期大学としての積極的な情報提供、公開については順調に機能しており、現状課題は見当たらない。また、財務運営上のガバナンスについても、本学は規模も小さく、予算規模も大きくないことから、管理・把握が比較的容易であり、経理処理の実態は的確に実施されており、また法人、理事、評議員で共有が図られている。今後、同様の対応を的確に実施していくことが必要である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書に記述した行動計画は、

- ① 各年度の「自己点検・評価報告書」の公開が遅れていることに対し、委員の増員による協力体制により「自己点検・評価報告書」の作成がスムーズに行えるようにする。
- ② 理事会が第三者評価に対する役割を果たしていないことに対し、理事長が理事会に対して現状を訴えていくこと。
- ③ 理事の人数が多く、また多忙な企業経営者が多いため、迅速な経営判断が下せるように定員の3分の1程度の構成員とする常任理事会を設置する。
- ④ 監事、公認会計士、内部監査組織による合同監査や意思疎通を図るための委員会の設置。
- ⑤ 平成28年3月の大学設置基準等の一部改正、学生募集などに関して現行学則に一部不具合が生じたため、学則改正（カリキュラム変更含む）を検討していく。
- ⑥ 理事の構成バランスを検討する。

以上であるが、それぞれの実施状況を確認すると、①については、本学が極めて小規模な短大であることから、以前からもそうであったように教職員の数が少なく、多くの業務について一人で何役も重複して担当しているため、「自己点検・評価報告書」については、どうしても後回しになってしまいがちになり、課題解決には至っていないのが実情である。さらに、平成31年2月准教授兼事務局長が病気により逝去、同じく平成31年3月に学生部長が退職となり、ベテランの教員で、学校改革の中心的な役割の2名が続けて退職となったために、学生に不都合が生じないようにすることが最優先となり、改革の進捗が遅れることとなった。今後については、経営の状

況により人数を増やして対応することも容易ではないため、ITの導入等により、省力化できる業務を極力増やしていくことで、引き続き現状の人員で早期に「自己点検・評価報告書」の作成が行えるよう業務の見直しも含めて、図ってゆきたい。

②③及び⑥については、前述のとおり、平成31年3月に理事の改選に伴い、前年に文部科学省の『寄附行為』変更の認可を得たうえで、15名から8名に削減した。これは、②の第三者評価に対し責任を果たしていないことについて理事長から理事会において説明があり、議論した結果、本学の規模に比し理事数が多く、それぞれの理事が問題意識を持ちにくいとのことから、また③の常任理事会を新たに設置するよりも理事の数そのものを減らし、機動的に理事会を開きやすくするほうが効率が良いとの結論に達したものである。

④の合同委員会の設置はスケジュール調整の問題から未実施であるが、監事と公認会計士、理事長と公認会計士、理事長と監事は年に数回会合を持ち、それぞれの立場から問題意識の共有を図り、問題解決への意見交換を行っている。

⑤の学則一部改正については、平成28年3月の大学設置基準の一部改正、中高年学生の増加に伴う授業の充実を目的としたカリキュラムの変更、諸経費の増大に伴う施設費、教材実習費の値上げ等のため、平成29年2月の第149回理事会において議決され平成29年4月の春学期より実施された。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画(1)

今回の自己点検・評価の課題の改善については、令和元年度に策定した第1次中期計画(2020.4.1～2025.3.31)の各実施計画項目、即ち、

1. 学生確保、～18歳人口の減少に伴いシニア層へのアプローチなど
2. 教育の改革と質の保証、～資格取得プログラムの簡素化など
3. 学生支援、～学費軽減制度の拡充など
4. 研究活動の活性化、～研究活動・成果の発表、公表の定例化など
5. 国際化の推進、～留学生受入れの体制整備・充実など
6. 財務の健全化、～寄付金募集の強化・拡大など

以上6項目を盛り込んでおり、それぞれの実施計画項目について着実に取り組み、成果を上げていくことで、「自己点検・評価の課題」についても大半の改善が図られるものである。社会環境が大きく変化している中で、限られた少人数の教職員による中期計画の推進には極めて困難な問題も多くあるが、総花的な対策に終わることなく着実な取り組みにより、建学の精神の実現を目指すことが、結果として今回の点検の課題改善につながると考えている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画(2)

現状の理事長・学長の高い見識と指導力、経験知識豊富な理事メンバーにより、比較的小規模の本学においてはガバナンス面での問題点はそれほど多くはない。

前述のとおり、ガバナンスの充実のための課題解決策として理事会・評議員会の定員少数化により、より実効性・機動性の強化を図ってきた。しかしこの間、改革の中心的役割の教員2名の退職、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の蔓延による様々な社会活動の制限等不測の事態が発生し、当初の計画どおりには改革は進んでいないのが実情である。従って、今後ますます多様化する入学希望者予備軍、在學生、教職員、地域社会のニーズに的確に対応できるように、ガバナンス面において今後、

1. 理事メンバーの構成見直し～経験・知識豊富ではあるが高齢者の比率が高いため
2. 機動的な理事会・評議員会開催に向けた準備～オンラインでの理事会・評議員を可能とする規程見直し、設備、機器類の整備について改善してまいりたい。